

点検評価ポートフォリオ 愛知県立芸術大学

2024 年 5 月

はじめに

愛知県立芸術大学は、戦後復興から成長期において、中部地方の産業経済の急速な発展に合わせて、日本の中心に自由を重んじた芸術と特色ある文化基盤を築き、地域の文化的発展を促進するために、1966（昭和 41）年当時の知事である桑原幹根氏の提唱によって開学した。

愛知県の緑豊かな丘陵地帯に位置し、芸術の孤高と教育の純粋性を追求し、先進的かつ専門的な教育と研究（芸術と創作活動）に専念できる拠点形成を目指した。その後、教育と研究のさらなる高度化を目指し、博士前期課程及び同後期課程を開設し、その深奥を極め文化の進展に貢献できる体制を整えた。こうした環境下で、マンツーマンによるきめ細かな指導と自律的な創造性を重んじる教育を実践し、国内外で活躍する芸術家、音楽家、研究者など現在まで多くの人材を輩出している。開学から約 60 年が経過し、表現の多様化や国際化が進む現在の芸術分野においても、表現の基本と創造性の拡張を重んじる人材育成は本学の第一義であり、全国に有する 5 校の国公立の芸術大学のうち、中部地区を代表する公立芸術大学である。

1990 年以降、日本はグローバル化と経済の停滞を背景に、社会構造の変化や価値観の多様化が進み、芸術分野や芸術大学を取り巻く状況も変化していった。こうした社会や芸術界の変化に柔軟に対応するために、本学では様々な改革や取り組みを行っている。

2007（平成 19）年、愛知県公立大学法人を核とする愛知県立芸術大学と愛知県立大学の 2 大学制を採用し、法人化された。愛知県と協力して、大学を中心とし独立した組織構造を確立し、芸術大学の特色を生かした教育や研究体制を整備し新たなスタートを切った。

本学の教育や研究上の方向性で特筆すべき軸が 2 つあり、ひとつは演奏や制作などの基礎や基本を忠実に「匠」の道を求心的に究める観点と、もう

ひとつは「匠」同士の連携、同時代的な技術や異分野との交流によって生み出される新たな観点による軸である。前者は、各分野の通常の展覧会、個展、演奏会、オーケストラなどの発表活動や大学内外の資産を学際的に調査研究する模写・修復事業があり、後者には、分野を越えた複合授業や研究、国際交流、他大学や研究機関、自治体、産業界との連携事業などがある。また、2022（令和 4）年には美術学部メディア映像専攻を立ち上げ、次世代の人材育成の新たなプラットフォームを確立させている。

こうした成果を検証するために、様々な評価制度を導入している。第三者機関による評価制度としては、本学の取組みの目標や実績をまとめた中期計画・年度計画を、愛知県が組織する法人評価委員会による審査を 6 年 1 期のサイクルで毎年実施及び公表しており、現在第 4 期中期計画を策定中である。認証評価に関しては、2011（平成 23）年、2017（平成 29）年に実施し、大学の質保証に向けた目的の達成度や優れた点など高い評価を得ている。

また、本学大学評価委員会を核とする 3 つの学内の点検・評価が定期的に行われ、同様に質保証の向上に向けた運用を行っている。

そして、施設に関しては老朽化が進行する大学施設において、学生や教職員の教育・研究環境改善に向けて新設や改修を計画する「キャンパスマスタープラン 2011」「同 2021」を策定し、愛知県が推進する長寿命化計画と連動させ中長期的なロードマップに沿ったリニューアル工事を行い、施設の環境改善による質保証の継続に向け努力している。

本学の内部質保証の向上に向けた取組みとして、教育、研究、運営、社会貢献という 4 つの基本的な柱を軸に据え、様々な活動を通じて得られた成果を統合及び検証し、持続的な改善と発展に繋がる PDCA サイクルを実施することが、大学の使命であると考えている。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	7
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事（①大学）	8
（②大学院）	10
ロ 教員組織に関する事（①大学）	12
（②大学院）	14
ハ 教育課程に関する事（①大学）	16
（②大学院）	18
ニ 施設及び設備に関する事	20
ホ 事務組織に関する事	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	28
リ 財務に関する事	30
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	32
II 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み1 「FD活動による教育・研究方法の改善に向けた取組み」	37
取組み2 「学生にとって魅力ある教養教育科目・基礎的な教育科目の構築に向けた取組み」	38
取組み3 「教育・研究活動環境の整備と充実に向けた取組み」	39
取組み4 「学修成果の具現化に向けた取組み【学習成果】」	40
III 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み1 「誰もが身近に芸術を楽しめる社会を目指す地域貢献活動」	45
取組み2 「領域横断・交流事業によるイノベーション成果を教育研究活動へと還元する取組み」	46
取組み3 「文化財保存修復研究所による文化資源の再生と活用」	47
取組み4 「多様なニーズに応えるアートキャリア支援」	48
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

愛知県立芸術大学

(2) 所在地

愛知県長久手市岩作三ヶ峯 1-114

(3) 学部等の構成

学部：美術学部、音楽学部

研究科：美術研究科、音楽研究科

関連施設：芸術情報センター図書館、芸術資料館（法隆寺金堂壁画模写展示館を含む）、文化財保存修復研究所、奏楽堂、室内楽ホール、サテライトギャラリーSA・KURA

センター：芸術教育・学生支援センター、社会連携センター、芸術情報センター

(4) 学生数及び教職員数（2024年5月1日現在）

学生数：961名（学部生：790名、大学院生：171名）

教職員数：137名（専任教員：88名、常勤職員：49名）

(5) 理念と特徴

本学は、愛知県を中心とする中部地方の産業経済が著しい躍進を遂げているのに対応して、東西の間に特色ある文化圏を築き、地方文化の向上発展に寄与することを目的に、1966（昭和41）年に開学し、1970（昭和45）年に大学院修士課程、また2009（平成21）年に大学院博士後期課程を開設した。

全国でも数少ない美術学部と音楽学部を併設した公立の芸術大学として、芸術力と人間力を育むため、学生の個性を尊重した少人数教育を軸に、当地域の芸術文化を育み、県内外に発信する役割を担っている。

個性的で魅力ある大学として、また愛知が生んだ芸術文化の拠点として国際的に開かれた芸術文化の核となることを目指し、本学では以下の理念を掲げている。

【愛知県立芸術大学の理念】

- 1 学部から大学院までを視野に入れた一貫した教育研究体制の充実を図り、芸術家、研究者、教育者など芸術文化にたずさわる優れた人材の育成を目指す。
- 2 国際的な視野を持った高度な芸術教育を実践することにより世界に通用する優れた人材を育成し、国際的な芸術文化の創造・発信拠点となることを目指す。
- 3 教育・産業・生活文化など様々な分野で本学の持つ芸術資源を有効に活用し、地域社会と連携して、愛知県の芸術文化の発展に貢献することを目指す。

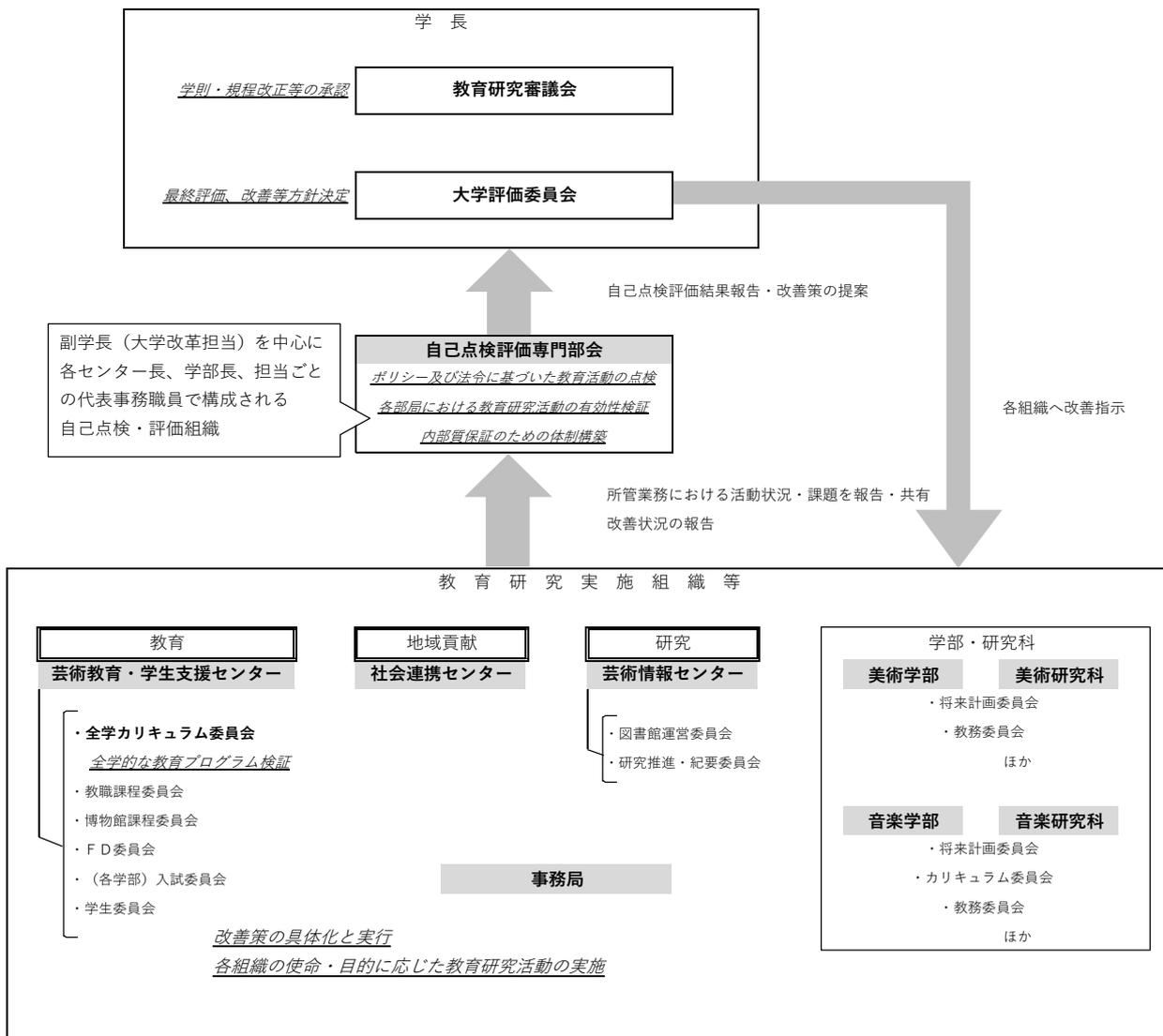
(6) 大学組織図

愛知県立芸術大学	美術学部	美術科	日本画専攻		
			油画専攻		
			彫刻専攻		
			芸術学専攻		
		デザイン・工芸科	デザイン専攻		
			陶磁専攻		
			メディア映像専攻		
	大学院美術研究科		美術専攻		
	音楽学部	音楽科	作曲専攻	作曲コース	
				音楽学コース	
			声楽専攻		
			器楽専攻	ピアノコース	
				弦楽器コース	
				管打楽器コース	
	大学院音楽研究科		音楽専攻		
	芸術教育・学生支援センター				
	社会連携センター				
	芸術情報センター			図書館	
	芸術資料館				
	文化財保存修復研究所				
芸大事務部門		芸大総務課			
		入試課			
	学務部	学務課			
		芸術情報・広報課			

(7) 内部質保証体制図

愛知県立芸術大学 内部質保証体制図

_____ : 内部質保証における各組織の所管業務



本学における内部質保証においては、「自己点検評価専門部会（以下、「専門部会」という。）」を全学的な自己点検・評価の実施主体としている。

各教育研究実施組織等で行われる教育研究活動の有効性を検証するにあたっては、3つのセンター及び学部・研究科において活動状況や課題を集約し、専門部会において報告・共有を行っている。うち、全学的な自己点検の結果は上位組織である大学評価委員会に改善策の提案とともに報告がなされ、大学評価委員会において改善が必要と判断された事項については、学長より各実施組織へ改善を促している。その改善状況については専門部会に報告することとしており、各活動における継続的な見直しと質の向上を図っている。

大学の目的

愛知県立芸術大学の目的 [愛知県立芸術大学学則第1条]

愛知県立芸術大学は、芸術に関する諸研究を基礎として芸術的創造力を培うとともに、あわせて芸術応用部門の研究及び教授を行い、もって文化の向上発展に寄与することを目的とする。

美術学部の目的 [愛知県立芸術大学学則第4条の2]

美術学部（美術科、デザイン・工芸科）は、自立的な判断力に富み、創造的な能力に優れた人材を理想として、それぞれの専門について高度な知識と技術、技能を身につけた日本画、油画、彫刻、工芸、現代美術の芸術家、幅広い分野のデザイナー、美術に関する研究者等の育成を目的とする。

音楽学部の目的 [愛知県立芸術大学学則第4条の3]

音楽学部（音楽科）は、自立的な判断力に富み、創造的な能力に優れた人間形成を理想として、それぞれの専門について高度な知識と技術、技能を身につけるための教育をおこない、作曲家や、音楽に携わる人材、また声楽家、ピアノ、弦楽器、管打楽器の演奏家、それらの指導者、教育者、研究者等の育成を目的とする。

愛知県立芸術大学大学院の目的 [愛知県立芸術大学大学院学則第1条]

愛知県立芸術大学大学院は、芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

美術研究科の目的 [愛知県立芸術大学大学院学則第4条の1・2]

美術研究科博士前期課程は、学部教育を基礎とした美術専門教育の充実を図りながら、芸術の学際的教育研究に対応した柔軟な教育課程を編成・提供することにより、現代の様々な芸術表現や社会の要請に対応した高度な専門的能力を有する人材を養成することを目的とする。

美術研究科博士後期課程は、高度な専門的能力に理論的分析能力、表現能力を加えることによって、自立して活動し得る芸術家・研究者、及び美術・デザインの高度の専門性が求められる多様な社会的場において中核的・指導的役割を担うことができる人材を養成することを目的とする。

音楽研究科の目的 [愛知県立芸術大学大学院学則第4条の3・4]

音楽研究科博士前期課程は、学部教育を基礎とした音楽専門教育の充実を図りながら、芸術の学際的教育研究に対応した柔軟な教育課程を編成・提供することにより、現代の社会の要請に対応するのみでなく、社会の需要を自ら掘り起こす能力を身につけた人材を養成することを目的とする。

音楽研究科博士後期課程は、高度な専門的能力に理論的分析能力、表現能力を加えることによって、自立して活動し得る研究者や音楽芸術分野における多様な場において中核的・指導的の人材となり得る表現者を養成することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1. 目的 本学は、「芸術に関する諸研究を基礎として芸術的創造力を培うとともに、あわせて芸術応用部門の研究及び教授を行い、もって文化の向上発展に寄与すること」を教育研究上の目的と掲げ、学則第1条に定めるとともに、教育研究上の基本組織として「美術学部」「音楽学部」の2学部を備えている。</p> <p>2. 学部学科組織 小規模な学部構成の中に、美術学部で2学科7専攻、音楽学部で1学科3専攻5コースを有し、各学部において定めた教育研究上の目的にふさわしい専門分野のバランスと多様性を保つとともに、対外的にも伝わりやすい適切な名称を採用している。</p> <p><u>(1)美術学部</u> 美術学部では、「自立的な判断力に富み、創造的な能力に優れた人材を理想として、それぞれの専門について高度な知識と技術、技能を身につけた日本画、油画、彫刻、工芸、現代美術の芸術家、幅広い分野のデザイナー、美術に関する研究者等の育成」を目的とし、美術科に日本画専攻、油画専攻、彫刻専攻、芸術学専攻、デザイン・工芸科にデザイン専攻、陶磁専攻、メディア映像専攻の2学科7専攻を有している。それぞれ専攻ごとに大学設置基準に定める教授等の数を十分に満たしており、在籍学生に対する専任教員の配置比率は約 8 対 1 と、少人数での教育体制が担保されている。</p> <p><u>(2)音楽学部</u> 音楽学部では、「自立的な判断力に富み、創造的な能力に優れた人間形成を理想として、それぞれの専門について高度な知識と技術、技能を身につけるための教育をおこない、作曲家や音楽に携わる人材、また声楽家、ピアノ、弦楽器、管打楽器の演奏家、それらの指導者、教育者、研究者等の育成」を目的とし、音楽科に作曲専攻(作曲コース、音楽学コース)、声楽専攻、器楽専攻(ピアノコース、弦楽器コース、管打楽器コース)の1学科3専攻5コースを有している。それぞれの専攻・コースごとに大学設置基準に定める教授等の数を十分に満たしており、在籍学生に対する専任教員の配置比率は約 12 対 1 と、少人数での教育体制が担保されている。</p>	<p>3. 収容定員 収容定員は、学則第3条において専攻ごとに定められている。過去5年間の入学定員充足率の平均は美術学部 104%、音楽学部 98%、収容定員充足率の平均は美術学部 108%、音楽学部 102%と、入学者数が入学定員を大きく超える、あるいは大きく下回る状況にはなく、在学生数は収容定員に基づき適正に管理されているといえるが、近年の入学定員充足率未達の状況については、広報活動を拡充し受験生を募る等の対策を講じている。</p> <p>【収容定員の状況】 2024(令和6)年5月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学部(学科)</th> <th>専攻・コース</th> <th>入学定員</th> <th>入学者数</th> <th>収容定員</th> <th>在籍学生数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">美術(美術)</td> <td>日本画</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>40</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>油画</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>100</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>40</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>芸術学</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>20</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">美術(デザイン・工芸)</td> <td>デザイン</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>100</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>陶磁</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>40</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>メディア映像</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>40</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">音楽(音楽)</td> <td>作曲</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>32</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>音楽学</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>声楽</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>120</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>ピアノ</td> <td>25</td> <td>23</td> <td>100</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>弦楽器</td> <td>15</td> <td>8</td> <td>60</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td></td> <td>管打楽器</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>80</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table>	学部(学科)	専攻・コース	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生数	美術(美術)	日本画	10	11	40	46	油画	25	26	100	107	彫刻	10	10	40	42	芸術学	5	5	20	25	美術(デザイン・工芸)	デザイン	25	25	100	118	陶磁	10	10	40	39	メディア映像	10	10	40	30	音楽(音楽)	作曲	8	6	32	27	音楽学	2	3	8	9	声楽	30	30	120	123	ピアノ	25	23	100	98	弦楽器	15	8	60	48		管打楽器	20	20	80	78
学部(学科)	専攻・コース	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生数																																																																							
美術(美術)	日本画	10	11	40	46																																																																							
	油画	25	26	100	107																																																																							
	彫刻	10	10	40	42																																																																							
	芸術学	5	5	20	25																																																																							
美術(デザイン・工芸)	デザイン	25	25	100	118																																																																							
	陶磁	10	10	40	39																																																																							
	メディア映像	10	10	40	30																																																																							
音楽(音楽)	作曲	8	6	32	27																																																																							
	音楽学	2	3	8	9																																																																							
	声楽	30	30	120	123																																																																							
	ピアノ	25	23	100	98																																																																							
	弦楽器	15	8	60	48																																																																							
	管打楽器	20	20	80	78																																																																							
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																																																																											
優れた点	教育研究上の目的を達成するため、少人数での教育体制が担保されている。																																																																											
改善を要する点	入学定員充足率確保のため、更なる広報活動の拡充が課題である。																																																																											

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	愛知県立芸術大学学則 第1条（目的） 大学の教育研究上の目的
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	(同上)
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	愛知県立芸術大学学則 第1条（目的） 第4条（教育研究上の目的） 大学の教育研究上の目的
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	愛知県立芸術大学学則 第3条（学部、学科、専攻及び収容定員） 教員情報
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	(同上)
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	(該当しない)
⑦	第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	愛知県立芸術大学学則 第3条（学部、学科、専攻及び収容定員） 認証評価共通基礎データ
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	愛知県公立大学法人定款 第1条（目的） 第2条（名称） 第3条（大学の設置） 愛知県立芸術大学学則 第1条（目的） 第3条（学部、学科、専攻及び収容定員）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

（1）自己点検・評価の実施状況

1. 目的

本学大学院では、「芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること」を教育研究上の目的として、大学院学則第1条に定めている。

大学院は美術研究科、音楽研究科の2つの研究科で構成され、それぞれ博士前期課程及び博士後期課程に区分されている。各研究科及び課程における目的は、大学院学則第4条において次のとおり定めており、これらは大学院一般に求められる目的とも適合している。

（1）美術研究科博士前期課程

学部教育を基礎とした美術専門教育の充実を図りながら、芸術の学際的教育研究に対応した柔軟な教育課程を編成・提供することにより、現代の様々な芸術表現や社会の要請に対応した高度な専門的能力を有する人材を養成することを目的とする。

（2）美術研究科博士後期課程

高度な専門的能力に理論的分析能力、表現能力を加えることによって、自立して活動し得る芸術家・研究者、及び美術・デザインの高度の専門性が求められる多様な社会的場において中核的・指導的役割を担うことができる人材を養成することを目的とする。

（3）音楽研究科博士前期課程

学部教育を基礎とした音楽専門教育の充実を図りながら、芸術の学際的教育研究に対応した柔軟な教育課程を編成・提供することにより、現代の社会の要請に対応するのみでなく、社会の需要を自ら掘り起こす能力を身につけた人材を養成することを目的とする。

（4）音楽研究科博士後期課程

高度な専門的能力に理論的分析能力、表現能力を加えることによって、自立して活動し得る研究者や音楽芸術分野における多様な場において中核的・指導的人材となり得る表現者を養成することを目的とする。

2. 課程、専攻等

博士前期課程では、他の領域との連携や協働による領域横断的な教育研究を可能とし、専門性を深め芸術分野の多様性に対応した人材育成を行うことを目的として、2つの研究科に置く専攻をそれぞれ1専攻とし、その中に各専門分野に対応した領域を有する体制としている。

博士後期課程においては、博士前期課程と同じく研究科ごとに設置された各1専攻の中で、学生に対して専門分野の異なる複数の教員が指導を担当し、作品研究、創作・演奏研究と理論研究を高度に統合化した教育システムを編成している。

それぞれの研究科・専攻・領域の名称は、基礎となる学部の教育研究組織に準じた分かりやすく適切なものとなっている。

【大学院構成図】

研究科	博士前期課程		博士後期課程
	専攻	領域	専攻課程
美術研究科	美術専攻	日本画、油画・版画、彫刻、芸術学、デザイン、陶磁	美術専攻
音楽研究科	音楽専攻	作曲、音楽学、声楽、鍵盤楽器、弦楽器、管・打楽器	音楽専攻

3. 収容定員

収容定員は、大学院学則第3条において専攻課程ごとに定められている。過去5年間の収容定員充足率の平均値（美術研究科博士前期課程で111%、後期課程で120%、音楽研究科博士前期課程で114%、後期課程で127%）から、近年はコロナによる研究計画の延長等に伴い、後期課程においてやや超過傾向にあったが、指導体制及び教育研究環境に影響を及ぼすものではなく、適正管理の範囲内といえる。

前回の認証評価で指摘事項とされた、美術研究科における博士後期課程の入学定員の充足率改善に向けては、博士前期課程在学生の進学を促すため、ガイダンスや授業見学等の実施、論文指導体制の強化等の取組みにより改善傾向にある。

【収容定員の状況】 2024(令和6)年5月1日現在

研究科	専攻課程	入学定員	入学者数	収容定員	在籍学生数
美術	美術・博士前期	40	39	80	81
	美術・博士後期	5	4	15	14
音楽	音楽・博士前期	30	26	60	66
	音楽・博士後期	3	1	9	10

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

教育研究上の目的を達成するため、少人数での教育体制が担保されている。

改善を要する点

引き続き、博士後期課程における入学定員充足率の改善が課題である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。</p> <p>② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。</p>	愛知県立芸術大学大学院学則 第1条(目的) 大学の教育研究上の目的
	大学院設置基準	
②	<p>第一条の二(教育研究上の目的) 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	愛知県立芸術大学大学院学則 第1条(目的) 第4条(教育研究上の目的) 大学の教育研究上の目的
③	<p>第二条(大学院の課程) 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程(学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。</p>	愛知県立芸術大学大学院学則 第2条(課程)
④	<p>第三条(修士課程) 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。</p> <p>2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする事ができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。</p>	愛知県立芸術大学大学院学則 第2条(課程) 第4条(教育研究上の目的) 第8条(修業年限)
⑤	<p>第四条(博士課程) 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p> <p>2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする事ができる。</p> <p>3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする事ができる。</p> <p>4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする事ができる。</p>	(同上)
⑥	<p>第五条(研究科) 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。</p>	愛知県立芸術大学大学院学則 第3条(研究科、専攻課程及び収容定員) 認証評価共通基礎データ
⑦	<p>第六条(専攻) 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。</p> <p>2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。</p>	愛知県立芸術大学大学院学則 第3条(研究科、専攻課程及び収容定員)
⑧	<p>第十条(収容定員) 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。</p> <p>3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	愛知県立芸術大学大学院学則 第3条(研究科、専攻課程及び収容定員) 学生数・収容定員等 認証評価共通基礎データ
⑨	<p>第二十二条の四(研究科等の名称) 研究科及び専攻(以下「研究科等」という。)の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	愛知県立芸術大学大学院学則 第1条(目的) 第3条(研究科、専攻課程及び収容定員) 大学の教育研究上の目的

ロ 教員組織に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1. 教授会 本学では学則第10条により、教授会を各学部を設置しており、学生の入学、卒業や学位の授与をはじめ、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの、あるいは学長等の求めに応じ意見を述べるができるものについて審議を行っている。 教授会は教授をはじめとする各学部所属の専任教員全員によって構成され、両学部とも月一回の定例会議が開催されている。</p> <p>2. 教員の構成 学則第6条において学校教育法第92条に定める職員の設置を定めている。教員の採用及び昇任に関しては大学設置基準第13条、14条、15条、16条、17条に準じて学内で定める「教員資格審査基準」に基づき審査を行っており、必要な資格を満たすことを確認している。 2024(令和6)年5月1日時点の教員構成は30代が9%、40代が28%、50代が39%、60代が24%という年齢分布、かつ男性が74%、女性が26%という性別分布となっており、特定の年齢層への著しい偏りは見られないが、男女比においてはやや不均衡がみられる。 新規教員採用時には、面接や演奏、模擬授業審査等による適正審査を介し、学部及び全学の人事委員会において組織内でのバランスを鑑みながら、選考を行っている。また昇任にあたっては、教育研究上の指導能力を評価するため、作品もしくは論文、活動歴や教育歴等を含む書類審査を行っており、教育研究水準の維持向上・活性化を促す構成となるよう適切な配慮を講じている。</p>	<p>3. 授業科目の担当 本学では授業科目を各専攻・コースに応じて設定される「専門教育科目」、学部共通の「基礎教育科目」、全学共通の「教養教育科目」の3つに区分しており、「専門教育科目」のうち専攻・コースごとに必修とする主要授業科目の「専攻科目」では、89%の科目に専任の教授、准教授、講師を配している。 多様な研究分野に対応した教育と徹底した少人数教育を可能とするために、非常勤講師が担当する科目においても、専任教員が教育内容及び実施方針に関わっている。</p> <p>4. 専任教員数 専任教員数は以下の通り、本学学部及び規模に応じた必要な教授等の数を確保している。</p> <p>【専任教員数】 2024(令和6)年5月1日現在</p> <table border="1" data-bbox="774 831 1396 1220"> <thead> <tr> <th>学部(学科)</th> <th>収容定員</th> <th>基準数(うち教授数)</th> <th>専任教員数(うち教授数)</th> <th>ST比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美術(美術)</td> <td>200</td> <td>6(3)</td> <td>27(11)</td> <td>8.15</td> </tr> <tr> <td>美術(デザイン・工芸)</td> <td>180</td> <td>6(3)</td> <td>20(11)</td> <td>9.35</td> </tr> <tr> <td>音楽(音楽)</td> <td>400</td> <td>10(5)</td> <td>32(19)</td> <td>11.97</td> </tr> <tr> <td>教養教育</td> <td></td> <td></td> <td>9(6)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>780</td> <td>34(17)</td> <td>88(47)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>全ての専任教員は前述の教育研究実施組織における一構成員として責任を担い、専ら本学における教育研究のみに従事している。</p>	学部(学科)	収容定員	基準数(うち教授数)	専任教員数(うち教授数)	ST比	美術(美術)	200	6(3)	27(11)	8.15	美術(デザイン・工芸)	180	6(3)	20(11)	9.35	音楽(音楽)	400	10(5)	32(19)	11.97	教養教育			9(6)		全体	780	34(17)	88(47)	
学部(学科)	収容定員	基準数(うち教授数)	専任教員数(うち教授数)	ST比																											
美術(美術)	200	6(3)	27(11)	8.15																											
美術(デザイン・工芸)	180	6(3)	20(11)	9.35																											
音楽(音楽)	400	10(5)	32(19)	11.97																											
教養教育			9(6)																												
全体	780	34(17)	88(47)																												
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。																														
優れた点	主要授業科目の大半を専任教員が担当しており、教育の質を保っている。																														
改善を要する点	教員構成において、やや男女比の不均衡がみられる。																														

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。</p> <p>② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの <p>③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>愛知県立芸術大学学則 第10条（教授会） 美術学部教授会規程 音楽学部教授会規程</p>
	大学設置基準	
②	<p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 省略 3 省略 4 省略 5 省略 <p>② 6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p> <p>7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること</p>	<p>愛知県立芸術大学学則 第2章 組織 第3章 職員組織等 教員情報 人事委員会規程 美術学部人事委員会規程 音楽学部人事委員会規程 教員資格審査基準 教員評価制度規程</p>
③	<p>第八条（授業科目の担当） 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。 	<p>（従前の例による） シラバス 認証評価共通基礎データ</p>
④	<p>第十条（基幹教員数） 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。</p> <p>※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること</p>	<p>（従前の例による） 教員情報 認証評価共通基礎データ</p>

③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ロ 教員組織に関すること（②大学院）

（1）自己点検・評価の実施状況

1. 研究科会議

本学大学院では、大学院学則第7条により、研究科会議を各研究科に設置しており、学部教授会と同様、学生の入学、課程の修了や学位の授与をはじめ、教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの、あるいは学長等の求めに応じ意見を述べることのできるものについて審議を行っている。

研究科会議は各研究科の授業を担当する専任教員によって構成され、原則学部教授会終了後に引き続いて月一回開催されている。

2. 教育研究実施組織等

大学院の職員は、大学院学則第5条により大学の職員をもって充てることを定めており、教育研究の実施にあたっては、前述の研究科会議のほか、学部と合同の各委員会を設置しているのに加え、各研究科に博士後期課程委員会を置き、課程の運営に係る重要事項を審議している。

本学大学院では、学部における専任教員のうち、専門分野における顕著な研究業績を有し、大学院担当教員としての基準を満たした教員が研究指導及び授業科目を担当している。年齢構成は前項「ロ①大学」のとおりであり、特定の年齢層への著しい偏りは見られない。

博士前期課程では各教員が学部の教育課程における専攻・コースに対応した領域に所属することで、創作研究と理論研究の高度の統合化、領域横断的な研究に対応できる構成としている。

博士後期課程では各教員が研究科ごと1専攻に属する形で配置され、研究指導教員を中心とした複数の教員による多様な視点からの指導により、高度な専門性や表現力を養う研究指導体制を敷いている。

3. 研究指導教員及び研究指導補助教員の配置状況

大学院担当教員については、教員選考基準に定める資格を充たす教員を必要十分な人数配置しており、博士前期課程・後期課程ともに少人数教育体制の確保に努めている。

【研究指導教員及び研究指導補助教員】

2024(令和6)年5月1日現在

課程	研究科 (専攻)	研究指導教員		研究指導補助教員	
		必要数 (うち教授 授数)	教員数 (うち教授数)	必要数	教員数
博士 前期 課程	美術 (美術)	4(3)	45(20)	2	3
	音楽 (音楽)	4(3)	30(17)	2	6
博士 後期 課程	美術 (美術)	4(3)	13(10)	2	1
	音楽 (音楽)	4(3)	11(11)	2	7

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

研究指導教員・研究指導補助教員について十分な人数を確保しており、教育の質を保っている。

改善を要する点

博士後期課程において安定した指導体制を継続するため、対応策の検討を要する。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 省略 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p> <p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること</p>	<p>愛知県立芸術大学大学院学則 第2章 研究科、専攻課程及び収容定員 第3章 職員組織 美術研究科会議規程 音楽研究科会議規程</p>
②	<p>第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。</p> <p>※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第七十五号を参照すること</p>	<p>教員情報 大学院担当教員選考基準 認証評価共通基礎データ</p>
③	<p>第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。</p> <p>※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第七十六号を参照すること</p>	(該当しない)

ハ 教育課程に関すること (①大学)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1. 入学者選抜

本学では、入学者選抜に関する要項、学生募集要項及び大学 Web サイトに公開している各学部のアドミッション・ポリシーに基づき総合型選抜、学校推薦型選抜及び一般選抜を実施している。

入学者選抜試験にあたっては、学則第 19 条第 2 項に基づき、愛知県立芸術大学入学者選抜管理運営規程及び愛知県立芸術大学入学試験委員会規程を定め、それらの規程により芸術教育・学生支援センター長と各学部を設置される入学試験委員会において実施方法などを検討した後、教育研究審議会にて審議し決定する。さらに、各学部の教授会の構成員による入試判定会議において、実施結果に基づき合否判定を審議し、その議を経て学則第 20 条に基づき学長が入学者を決定する。また、入学者選抜試験の結果は、愛知県公立大学法人情報公開事務取扱要領及び愛知県個人情報の保護に関する法律施行条例に定める口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報の指定に基づき、受験者からの要求により成績などの情報を開示している。受験上、特別な配慮を必要とする受験者に対しては、事前相談により合理的配慮を行うこととし、その旨を、学生募集要項に記載し公開している。

このように、本学の入学者選抜は、定められた各規程に基づき厳密かつ適切な体制で実施するとともに、必要な情報公開や受験者への配慮を行うことにより、透明性を保ち、公正かつ妥当な方法で実施している。

2. 教育課程の編成、授業等

両学部ともカリキュラム・ポリシーに定めるとおり、美術家、音楽家、研究者としての活動経験が豊富な教員による少人数制の専門実技授業(理論系専攻・コースではゼミ)を柱とし、それと関連した理論系科目や実技科目、外国語及びその他教養教育科目によって教育課程を編成している。

学士課程の授業科目は、「専門教育科目」、「基礎教育科目」、「教養教育科目」に区分され、さらに専門教育科目は、「専攻科目」と「関連科目」に区分される。前述の専門実技授業に該当する「専攻科目」は、各専攻・コースにおける必修科目として1年次から段階的に履修するよう編成されている。卒業までに必要な必修及び選択の区分及び単位数のバランスは、各専攻・コースの教育課程の編成・実施方針に沿って定められ、履修規程によって明示されている。そのほか、資格課程として

教職に関する科目及び博物館に関する科目を設けている。

単位数の定めについては、学則第 38 条において基準となる授業時間数を明示している。講義については1単位あたり15時間、演習は 15-30 時間、実験、実習及び実技は 30-45 時間、個人実技は各学部履修規程において時間数を示している。また、適切な学修時間確保のため、各学部履修規程において1年間の履修登録単位数の上限を48単位と定めている。

3. 成績評価基準及び卒業認定要件

成績評価は、学則第 46 条及び各学部履修規程において定義しており、その評価基準はシラバスによって到達目標とともに明記している。達成水準と評価基準との連関を示すため、手引きによりシラバス内に必要な項目を全授業担当教員に示し、教務委員会において内容確認を行うことで徹底を図っている。加えて、公開前には学務課でもチェックリストを用いた点検を実施し、全学的なチェック体制を構築している。

専門実技授業における作品評価や演奏実技試験等では各専攻・コースの複数の専任教員が審査に加わり、個々の学生に対する各教員それぞれの意見を総合して成績評価と単位認定を行っている。実技試験の多くは学内学生に対して公開で行われ、審査後には学生が任意で各教員に講評を求められることができる。また、各学部の履修規程において定めるとおり成績に疑義がある場合の問い合わせ期間を設けており、学務課が窓口となって学生からの問い合わせを受け付けている。教員への問い合わせとそれに対する回答の通知は事務局を介して行われ、学生からの申し出を容易にするとともに客観性を確保している。

卒業認定要件については学則第 49 条及び各学部履修規程に定められており、各専攻・コースで定めるディプロマ・ポリシーにおいて学修成果目標、学位認定の方針・評価方法を示し、大学 Web サイトにて周知している。専攻科目に含まれる最終年次の「卒業制作」、「卒業論文」、「卒業作品」又は「卒業演奏」では各専攻・コースの専任教員全員が審査に関わり、個々の学生に対する各教員それぞれの意見や評価を総合して成績評価と単位認定が行われる。各学部は卒業判定資料を基に、卒業判定会議で卒業認定の審議を行い、学長が卒業を認定している。毎年開催される卒業制作作品展及び卒業演奏会において、卒業作品や卒業論文、成績優秀者による演奏などが公開され、学修成果が社会に示されている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	展覧会や演奏会によって、社会に対し学修成果を公開することで、評価の透明性を担保している。
改善を要する点	教育課程の編成について、時代のニーズに対応し更なる質の向上を図るため、カリキュラム再構築の余地が認められる。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p> <p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること</p>	<p>愛知県立芸術大学学則 口頭により閲覧の求めをすることができる保有個人情報の指定・ポリシー・入試情報 入学者選抜管理運営規程 美術学部入学試験委員会規程 音楽学部入学試験委員会規程 愛知県公立大学法人情報公開事務取扱要領</p>
②	<p>第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>愛知県立芸術大学学則 第 34 条（教育課程の編成方針） ポリシー シラバス 学位規程 美術学部履修規程 音楽学部履修規程 履修案内</p>
③	<p>第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>シラバス 美術学部履修規程 音楽学部履修規程 履修案内</p>
④	<p>第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。</p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	<p>愛知県立芸術大学学則 第 38 条（単位の計算方法） シラバス 学位規程 美術学部履修規程 音楽学部履修規程 履修案内</p>
⑤	<p>第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>愛知県立芸術大学学則 第 35 条（1 年間の授業期間） 学事曆</p>
⑥	<p>第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。</p>	<p>愛知県立芸術大学学則 第 36 条（各授業科目の授業期間） 学事曆</p>
⑦	<p>第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>愛知県立芸術大学学則 第 37 条（授業の方法） シラバス 美術学部履修規程 音楽学部履修規程</p>
⑧	<p>第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七十七条を参照すること</p>	<p>愛知県立芸術大学学則 第 43 条（授業科目、成績評価基準等の明示） 学修の評価・卒業認定基準等 シラバス・学事曆 シラバスチェックリスト 成績通知方法について 学位規程・履修案内</p>
⑨	<p>第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。</p>	<p>愛知県立芸術大学学則 第 46 条（授業科目の履修の認定及び成績の評価） 美術学部履修規程 音楽学部履修規程</p>
⑩	<p>第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p>美術学部履修規程 音楽学部履修規程</p>

ハ 教育課程に関すること (②大学院)

(1) 自己点検・評価の実施状況

1. 入学者選抜

本学の研究科では、学生募集要項及び大学 Web サイトに公開している各研究科で定めたアドミッション・ポリシーに基づき入学者選抜を実施している。

入学者選抜にあたっては、院則第 12 条において準用する学則第 19 条に基づく愛知県立芸術大学入学者選抜管理運営規程及び愛知県立芸術大学入学試験委員会規程により、芸術教育・学生支援センター長と各研究科の入学試験委員会及び博士後期課程は各研究科の博士後期課程委員会において実施方法などを検討したうえで、教育研究審議会で審議し決定する。さらに、各研究科の研究科会議の構成員による入試判定会議において、実施結果に基づく合否判定を審議し、その議を経て院則第 12 条に基づき学長が入学者を決定する。また、入学者選抜試験の結果の開示及び受験生に対する合理的配慮については、学部の入学者選抜と同様に実施している。

このように、本学の研究科の博士前期課程、博士後期課程の入学者選抜においても、学部の入学者選抜と同様に、厳密かつ適切な体制で実施するとともに、透明性を保ち、公正かつ妥当な方法で実施している。

2. 教育課程の編成、授業等

大学院の各研究科は、2年間の博士前期課程と3年間の博士後期課程に区分されている。博士前期課程では、専門領域における個別の研究を核としながら多方面の領域横断的な研究を可能とするために、博士後期課程ではそれに加え創作・演奏研究と理論研究の統合化を目指して、各研究科をそれぞれ1専攻(美術専攻、音楽専攻)としている。カリキュラム・ポリシーに基づき、各研究科は「大学院担当教員資格審査基準」を満たした美術家、音楽家、研究者としての活動経験が豊富な教員による個人指導の専門実技授業(理論系専攻・コースではゼミ)を軸に、様々な研究分野に対応した科目を開講し、他領域の科目を履修可能とするなど、1専攻の特色を生かした教育課程を体系的に編成している。学生は年度当初に作成する研究計画書に基づき、必要な研究指導を受けている。

博士前期課程では、研究指導教員を中心に必要な研究指導を受けながら、大学院担当教員それぞれの研究内容を活かした多彩な選択科目(美術研究科では「特別研究」、音楽研究科では「特殊研究」)を領域問わず履修することができ、独自の芸術表現の可能性を探究することが可能である。加えて、領域

及び研究科を越えた2つ以上の研究室が企画立案する「複合芸術研究」を開設し、大学に望まれる地域貢献、社会貢献などを目的とするプログラムの下、学修成果と実践経験との融合を図っている。そのほか、文化財保存修復研究所との連携による修復の実践授業など、広く芸術分野での職業的自立にも考慮した内容の授業を開講している。

博士後期課程では、芸術表現と理論の両面において高い水準での研究を可能とするため、主となる分野の研究指導教員を中心に、実技系指導教員のみならず理論系指導教員が指導に関わることが出来るよう複数指導体制をとり、教育の質を担保している。

3. 成績評価基準及び修了認定要件

成績評価基準は大学院学則第22条において準用する学則第43条及び第46条に定めるとおり、シラバスによって到達目標とともに明記しており、その基準により評価されている。シラバスの内容については学部同様、教務委員会での確認に加え、学務課でのチェックリストによる点検を実施している。

実技に対する評価は複数の教員による個々の評価を総合して、又は合議によって行われ、公平性を担保している。学部同様、成績評価に対する問い合わせ制度を設けており、履修規程において明示するとともに、質問受付期間を学生用ポータルサイトにて通知している。

修了認定要件は大学院学則第25条及び研究科履修規程において定めており、その審査方法についても同規程内に明記している。各研究科で定めるディプロマ・ポリシーにおいて学修成果目標、学位認定の方針・評価方法を示し、大学 Web サイトにおいて周知している。

修了の認定にあたっては、複数教員(博士後期課程においては外部審査員を含む)による判定結果を基に、研究科会議における修了判定会議の議を経て、学長が認定し、修士または博士の学位を授与している。

博士前期課程の学修成果は学内外での作品発表、修了制作作品展、修士演奏等を通して社会に公開される。博士後期課程の学修成果は、展示形式の第2次予備審査(美術)や博士課程学位申請リサイタル等(音楽)において公開されるほか、同じく公開による博士学位論文審査の結果及び最終試験の結果は大学 Web サイトにおいて公表され、客観性や透明性を確保している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	展覧会や演奏会によって学修成果を社会に対し公開することで、評価の透明性を担保している。
改善を要する点	—

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	<p>第一条の三（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>愛知県立芸術大学大学院学則 ポリシー・入試情報 入学者選抜管理運営規程 美術研究科入学試験委員会規程 音楽研究科入学試験委員会規程</p>
②	<p>第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること</p>	<p>愛知県立芸術大学大学院学則 第17条（教育課程の編成方針） ポリシー・シラバス 大学院学位規程 美術研究科履修規程 音楽研究科履修規程 履修案内</p>
③	<p>第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。</p>	<p>美術研究科履修規程 音楽研究科履修規程</p>
④	<p>第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。</p>	<p>愛知県立芸術大学大学院学則 第17条（教育課程の編成方針） 第24条（他の大学院における研究指導） 大学院担当教員選考基準</p>
⑤	<p>第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第172条の2第3項を参照すること</p>	<p>愛知県立芸術大学大学院学則 第22条（教育課程の履修等に係る大学学則の準用） シラバス・学事暦 大学院学位規程 美術研究科履修規程 音楽研究科履修規程 シラバスチェックリスト 研究計画書様式 履修案内</p>
⑥	<p>第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国」とあるのは「、外国」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校」の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第五十五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第二百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。</p>	<p>愛知県立芸術大学大学院学則 第18条（授業科目、単位数及び履修方法） 第22条（教育課程の履修等に係る大学学則の準用） 履修案内</p>

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1. 校地、校舎、運動場、施設等

(1)校地及び校舎の面積

本学のキャンパスは、認証評価共通基礎データに示すとおり、大学設置基準に基づく必要な面積基準を十分に満たしている。

表 大学設置基準による必要面積と実面積

区分	校地面積(m ²)	校舎面積(m ²)
設置基準面積	7,800	7,837
大学面積	408,453	49,869

(2)校舎(建物)、運動場、施設

主な校舎、施設は、以下の表のとおりであり、講義室、研究室など教育・研究に必要な施設は整っている。

表 建物と用途

区分	建物名称	用途
美術	美術学部棟、芸術学・メディア映像棟、石膏室、研究室棟、大工房棟、アトリエ棟、基礎デッサン棟、工場作業場棟、美術学部総合研究棟、作品収蔵庫、窯場棟、実習棟、旧芸術学棟、文化財保存修復研究所、美術研究科博士棟、デザイン棟、メディア映像スタジオ棟、彫刻棟等	講義室、研究室、アトリエ等
音楽	管打レッスン棟、管打棟、合奏棟、リハーサル棟、音楽研究科博士棟、音楽学部棟、演奏棟	講義室、研究室、練習室等
教養	講義棟、新講義棟、体育館等	講義室等
図書・美術館等	閲覧室棟、書庫棟、新書庫棟、芸術資料館、法隆寺模写展示館	書架、閲覧室、書庫、展示室等
厚生	学生会館、クラブハウス等	学生食堂、売店等
ホール	奏楽堂、室内楽ホール	舞台練習、演奏会、式典等
管理	管理棟、車庫、機械室等	

(3)キャンパスマスタープランに基づく計画的な施設整備

本学の施設や改修を計画する「キャンパスマスタープラン2011」「同2021」を策定し、2012(平成24)年からプランに基づく計画的な施設整備を進めている。新築では2013(平成25)年音楽学部棟、2019(平成31)年デザイン棟、2022(令和4)年メディア映像スタジオ棟、2023(令和5)年彫刻棟を整備し、改修では2023年(令和5)から10年に渡る長寿命化改修を開始しており、教育・研究環境の向上を図っている。

2. 付属図書館

芸術情報センター図書館を学内に設置し、学生・教員の教育、研究に必要な図書、学術雑誌、楽譜、視聴覚資料等を系統的に収集、整理し、利用に供している。2024(令和6)年5月1日現在での資料所蔵点数は図書112,047冊、楽譜35,513冊、視聴覚資料等29,207点である。専攻関連資料を中心に、語学、教育課程資料などにも予算を割り、充実に努めている。

閲覧座席数は95席で、音楽・映像資料を利用するための視・聴覚室も備えている。所蔵資料には、楽譜や展覧会図録など芸術大学独自の資料が多く、楽譜は本館独自の音楽分類表により分類し、図書館電算システムにおいては作曲者名や曲名から検索できる機能を付加するなど、検索上の利便性にも配慮している。また、美術・音楽関係の文献情報、画像、音源などを提供するオンラインデータベースの契約、機関リポジトリの整備、電子ブックの導入、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスへの参加等、急速に電子化が進む学術情報の提供に対応するよう努めている。図書館及びコンテンツの利用方法についてはWebサイト上で学生向けに作成したガイドを公開している。開館日、開館時間については、利用実態調査の結果に基づき、2024(令和6)年度から試験的に変更している。開館時間は、講義開講期間は9時から19時まで、試験期間(講義試験終了までの4週間)は20時までとした。休業期間は従来どおり9時から17時までとしている。また、これまで整理休館日としていた毎月第一月曜日を、月曜の利用者数が多いという調査結果を鑑みて開館することとし、利用促進を図っている。

図書館の管理・運営にあたっては、芸術情報センター長として指名された専任教員を図書館長として、図書館司書の資格を持つ事務職員が職務にあっている。同センターの直下には全専攻・コースの専任教員で構成された図書館運営委員会が設置され、運営方法や資料購入方針の見直し等、偏りなく要望や課題を集約した上で、審議、チェックを行っている。

3. 機械、器具等

作品制作や演奏に必要な機械や器具として、美術学部では工房に各種加工機械や印刷機材、撮影機器等をはじめとした専門機器を置き、音楽学部では演奏室や練習室に各1台以上のピアノを設置するなど、学生の人数やニーズに対応し得る十分な設備品を配置している。またこれらの物品は、毎年各学部において審議され、必要な時期に更新されている。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

校地面積が広く、学生及び教職員間の交流や自由な教育研究活動を促すにふさわしい環境である。

改善を要する点

施設の老朽化対応等、より適切な施設整備のため、引き続き設置者である県との連携・交渉を要する。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。</p> <p>二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。</p> <p>※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p>	<p>校地・校舎 キャンパスマップ 愛知県公立大学法人定款 学生便覧 認証評価共通基礎データ</p>
②	<p>第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。</p>	<p>校地・校舎 キャンパスマップ 認証評価共通基礎データ</p>
③	<p>第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</p> <p>2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p> <p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p>	<p>校地・校舎 キャンパスマップ キャンパスマスタープラン 愛知県公立大学法人定款 法人からのお知らせ 業務実績報告書 施設整備委員会規程 学生便覧 認証評価共通基礎データ</p>
④	<p>第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。</p> <p>2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること</p>	<p>校地・校舎 キャンパスマップ 愛知県公立大学法人定款 芸術情報センター図書館 芸術情報センター規程 図書館運営委員会規程 学生便覧 認証評価共通基礎データ</p>
⑤	<p>第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること</p>	<p>法人からのお知らせ 業務実績報告書 キャンパスマップ</p>

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和4年9月30日文科科学省令第34号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1. 大学の事務組織</p> <p>大学及び大学院の事務組織は、「愛知県公立大学法人組織規則」により、学務課、芸術情報・広報課、芸大総務課、入試課の4課で構成されている。</p> <p>学務課は、学生の学籍管理や成績評価、クラブ・サークル活動、授業料減免や奨学金、就職・進学支援、留学に関することなど教育、学生支援を中心とした業務を所管している。</p> <p>芸術情報・広報課は、演奏会や展示会等のイベント運営、芸術の資料展示及び資料館運営、大学全体の広報活動、さらには図書館運営などを所管している。</p> <p>芸大総務課は、教育研究審議会、人事委員会運営、文書及び公印管理、規程の制定・改廃、個人情報保護、教職員人事など幅広い業務を所管している。</p> <p>入試課は、学生募集及び入学試験の実施、学生募集広報に関する業務を所管する部署となっている。</p> <p>この他、人事、財務、情報、施設整備などに関する業務は、経営の効率化を図り、県立の2大学を束ねる法人事務局で取りまとめて所管している。</p> <p>本学の事務組織は、2007(平成19)年度の公立大学法人化後、徐々に専任職員比率が増し、現在では図書館の1名(県派遣職員)を除き、大学業務に精通した専任職員中心の事務組織構成となっている。</p> <p>教育研究の実施にあたっては、全学組織として①芸術教育・学生支援センター②社会連携センター③芸術情報センターの3つのセンターを設置し、大学全体に関わる重要事項を審議している。</p> <p>①は全学カリキュラムや厚生補導、入学試験等、学生支援・教育活動に係る業務、②は地域貢献や国際交流といった社会との連携や芸術企画に係る業務、③は学術情報管理や研究推進に係る業務についてそれぞれ責任を有し、学務課、入試課が①を、芸術情報・広報課が②及び③の運営に携わることで、教職員が適切な役割分担のもと、組織的な連携体制を確保している。</p> <p>2. 厚生補導組織</p> <p>本学の厚生補導組織の事務は主に学務課が所管し、その全体責任を担っているのが前述の芸術教育・学生支援センターである。</p> <p>同センターは下部組織として、各業務に応じて設置された</p>	<p>各種学内委員会を有している。全学カリキュラム委員会(正課の教育活動)、学生委員会(正課外の活動)、教職課程委員会・博物館課程委員会(資格課程)、入試委員会(入学者選抜)、FD委員会(授業力向上)がそれにあたる。</p> <p>これらの委員会における審議・報告事項について全体共有を促すため、同センターでは各委員会の委員長・副委員長を構成員としたセンター運営会議を毎月実施し、情報収集と全学的な指針を踏まえての協議の場としている。</p> <p>また、同センターは、事務組織が担う下記の業務との連携及びその掌握を果たす役割を担っている。</p> <p>(1)キャリア支援</p> <p>学務課の中にキャリアコンサルタントの資格をもつ就職支援担当職員を配置し、学生の就職支援や独立支援への働きかけを行っている。</p> <p>(2)留学支援</p> <p>学務課の中に語学堪能で国際経験の豊富な国際交流専門員を配置し、協定校との交換留学を推進するほか、留学への動議付けとなるイベント等を企画・実施している。</p> <p>(3)健康支援</p> <p><体の健康></p> <p>学務課保健室に保健師(常勤1名、非常勤1名)を配置。健康診断の実施に始まり、学生の健康指導を行う。また、学校医(内科)による健康相談を定期的実施している。</p> <p><心の健康></p> <p>学務課学生相談室に臨床心理士(非常勤2名)を配置。学生からの悩みの相談に応じられる体制としている。学校医(精神科医)による健康相談も定期的実施するほか、保健室と連携して障害のある学生等への合理的配慮案件や学内ハラスメント案件の窓口としての機能も有している。</p> <p>これら事務組織が担う厚生補導業務も適宜、センター運営会議において情報共有がなされており、その体制によって教育現場における課題への組織的な対応を可能としている。まさに同センターが教職協働の場として機能しているといえる。</p> <p>さらには、芸術教育・学生支援センター長は本学の最高意思決定機関である教育研究審議会の構成員となっていることから、センター運営会議の内容は、速やかに教育研究審議会に報告されることとなり、学長、副学長、学部長などの意向を踏まえた解決策が講じられている。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	学内に設置された3つのセンターを中心に、教職協働による教育研究実施組織を編成している。
改善を要する点	キャリア支援・留学支援において、担当教員を配置するなど更なる体制強化に努めたい。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	<p>第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。</p> <p>3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p> <p>6 省略 7 省略</p>	<p>愛知県立芸術大学学則 第2章 組織 第3章 職員組織等</p> <p>愛知県公立大学法人組織規則 芸術教育・学生支援センター 規程 社会連携センター規程 芸術情報センター規程</p>
	大学院設置基準	
②	<p>第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。</p> <p>2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。</p> <p>3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。</p> <p>5 省略 6 省略 7 省略 8 省略</p>	<p>愛知県立芸術大学大学院学則 第3章 職員組織</p>

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1. 3つのポリシーの策定

学部ごと、研究科ごとに定められた教育上の目的を踏まえ、中央教育審議会が示すガイドライン[2016(平成28)年3月31日付「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン]に沿って、各学部・研究科単位で3つのポリシーを定めるとともに、学士課程においては各専攻・コース単位における3つのポリシーを策定し、それぞれの特性に応じたより明確な方針を掲げている。

(1) 卒業又は修了の認定に関する方針

各学部・研究科における各課程において、大学の理念・目的に基づいた「学修成果目標」「学位認定の方針・評価方法」を示している。

それらを土台とした各専攻・コースにおけるディプロマ・ポリシーにおいては、卒業までに学生が身につけるべき資質・能力についてより専門的・具体的に示されている。

(2) 教育課程編成・実施の方針

ディプロマ・ポリシーの達成のため、個人指導を軸とした各教育課程の編成・実施について、「カリキュラムの編成方針」「学習成果の評価方法」を示している。

(3) 入学受入れの方針

各学部・研究科におけるディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、知識・技術や能力、態度といった観点から「求める人物像」「入学選抜試験の基本方針」を具体的に示している。

加えて、各専攻・コースにおけるアドミッション・ポリシーでは入学前に身につけてほしい能力について明示している。

2. 3つのポリシーの点検・見直し

本学では2016(平成28)年度に全専攻・コースにおいて既存の学位授与方針の内容をより分かりやすいものにする、及び教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)や入学受入れ方針(アドミッション・ポリシー)との整合性の高いものにするを目的に3つのポリシーの見直しを行っている。加えて、2023(令和5)年度にはこれまでの方針に基づく運用を振り返り、自己点検評価専門部会を中心に、各学部・研究科における3つのポリシーの点検を実施した。

点検にあたっては、中教審ガイドライン及び大学の理念・目的に整合しているか、及びディプロマ・ポリシーを起点に一貫性のあるものとしてカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーが策定されているかなど、確認項目をポリシーごとに列挙した大学独自のチェックシートを作成し、3つのポリシーの一体性と学修成果目標の具体化の観点から検証を行っている。点検結果は自己点検評価専門部会において共有され、各学部・センター・事務局など複数の視点で確認を行ったのち、より具体的な表記へと修正を行った。各専攻・コースにおいても上述の統一的な観点からそれぞれのポリシーの点検を開始しているところである。

また、今後はカリキュラム・ポリシーを可視化して学生に共有するため、各授業科目とディプロマ・ポリシーに定める学修成果目標との関連についてシラバスやカリキュラム・マップ等によって明示していくことが課題であると認識している。

現在行っているシラバスの組織的なチェックを継続的に実施することで各授業担当教員の意識醸成を図るとともに、後述の内部質保証のための自己点検評価を基に取組みを開始しているカリキュラム改革と併せ、将来的にはカリキュラム・マップやカリキュラムツリー等の導入を検討する。具体的には2030年度より施行を目指す新カリキュラムでの導入を視野に検討を開始しており、現時点ではポリシーの効果的な共有・浸透に向け準備を行っている段階である。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	組織的な点検により、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの一貫性確保に努めている。
改善を要する点	・各授業科目とディプロマ・ポリシーに定める学修成果目標との関連について、シラバスやカリキュラム・マップ等によって明示していく必要がある。 ・専攻・コースにおいても統一的な観点からそれぞれのポリシーの点検が必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>ポリシー 大学評価 点検・評価規程 ポリシーチェックシート</p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>本学では、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、教育研究活動等の状況を大学 Web サイトにおいて項目ごとに整理し、一般に公開している。情報は毎年見直しのうえ最新のものに更新しており、広く学内外における適切な周知を促している。</p> <p>1. 目的の公表と周知 本学の教育研究上の目的は、大学 Web サイトへの掲載に加え、学則及び大学院学則の第 1 条において定めており、学生便覧に掲載することにより、学生及び教職員に対して周知を行っている。</p> <p>2. 3つのポリシーの公表と周知 本学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーは大学 Web サイトにおいて、学部・大学院及び専攻・コースごとに公表している。各ポリシーは入学者選抜に関する要項及び学生募集要項にも掲載しており、受験生等に対しても周知に努めている。</p> <p>3. 教育研究上の基本組織及び教員の業績等の公表と周知 大学 Web サイトにおいて教育研究上の基本組織一覧及び各教員が有する学位や業績に関する情報を公表している。2023(令和 5)年度より研究室ごとに独立して各教員が更新を行えるページの運用を開始し、よりタイムリーに各教員の研究成果について発信できる仕組みを整えた。</p> <p>4. 入学・在学・卒業等の人数及び就職等に関する公表と周知 受験生や高等学校に対しては、大学案内において入学定員や入学者数を公表するとともに、就職実績についても情報公開を行っており、オープンキャンパス等の場でも周知を図っている。また、これらの情報及び在学者数・卒業者数については、いずれも大学 Web サイトにおいて掲載し、広く公表されている。</p> <p>5. 授業や学修成果に係る評価及び卒業等の認定に関する公表と周知 各専攻・コースにおけるカリキュラムや代表的な授業については、大学 Web サイトや大学案内において概要を公表すると</p>	<p>ともに、すべての授業について各授業の内容や成績評価基準を示すシラバスを Web 上に公開している。</p> <p>学修評価、卒業認定基準については学生便覧や履修案内において学生や教職員への周知を図るとともに、Web サイト上でも公表されている。</p> <p>6. その他の情報の公表と周知 施設整備をはじめ学生の教育研究環境に関すること、修学に係る費用や支援体制、教職課程に係る情報等については、いずれも大学 Web サイトにおいて情報公開するとともに、学生に対しては学生便覧への掲載や入学時のオリエンテーションを通じて周知を行っている。</p> <p>また、大学機関別認証評価の結果は大学 Web サイト、法人評価結果や財務状況に係る情報は大学法人 Web サイトにてそれぞれ公表している。</p> <p>7. 情報公開体制の整備 適切な情報公開にあたっては、学長を中心に広報に係る包括的な協議を行い、そこで定められる方策のもと、全専攻・コースの教員及び担当事務職員(入試課及び芸術情報・広報課)で構成された広報委員会において情報収集や各種広報媒体(大学案内や学報等の印刷物、Web サイト、オープンキャンパス等)の運用・整備を行う体制としている。その体制下で、SNS の活用による活動状況の発信、地域との連携事業の周知など、教育研究成果の普及及び活用の促進に資する積極的な情報公開を担っている。</p> <p>うち、主要な広報媒体である Web サイトについては、受験生や一般市民や企業が必要な情報にアクセスしやすい構成とすべく、2021(令和 3)年度に広報委員長を中心とした作業チームを立ち上げ、全学的な検討・審議を重ねた上で 2023(令和 5)年度に全面的なリニューアルを実施している。リニューアルにより、レイアウトの一新と情報の一元化がなされ、入試情報や図書館情報及び研究室情報についてはページ単位で各担当者が更新できる仕組みとしたことで、学生・卒業生や教員、各組織における活動実績等のタイムリーな情報提供を可能とした。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	受験生や一般市民・企業が必要な情報にアクセスしやすい Web サイト構成としている。
改善を要する点	研究室単位の Web ページについて、より効果的な活用方法の検討を要する。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	<p>学校教育法</p> <p>第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	<p>活動報告 卒業演奏会 修了演奏会 卒業・修了制作展 刊行物</p>
②	<p>学校教育法施行規則</p> <p>第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の教、収容定員及び在学する学生の教、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</p>	<p>活動報告 刊行物 教育情報の公表 教職課程 大学評価 学修の評価・卒業認定基準等 法人からのお知らせ 学外公開ホームページによる情報公開に関する要綱 教職課程自己点検評価報告書 広報委員会規程</p>

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1. 自己点検・評価の体制

本学では教育研究水準の向上を図るため、自らその活動状況について点検及び評価を行い、その結果を公表することを学則第2条において定めている。

2022(令和4)年度末より、自己点検・評価の実施主体をこれまでの大学評価委員会から改め、同委員会の下部組織である「自己点検評価専門部会(以下、「専門部会」という。)」へと移行した。新たな実施主体である専門部会では、副学長(大学改革担当)を長とし構成員として各学部長、各センター長、事務部門長、事務局各課の代表職員を配置することにより、教職協働の役割を果たし多様な立場から点検・評価を行うことのできる組織として機能している。

(7)内部質保証体制図のとおり、本学における教育研究活動の自己点検・評価は、以下のプロセスによって全学的なPDCAサイクルの継続を図っている。

- ①各部局(学部・研究科、3つのセンター、事務局)における取組結果(活動状況と認識された課題)報告
- ②各取組結果の専門部会における有効性の検証
- ③(改善点が認められる場合はその対応策も含めて)評価結果の大学評価委員会への報告
- ④大学評価委員会より評価結果の公表及び改善指示
- ⑤各部局における改善活動及び専門部会への状況報告
- ⑥大学評価委員会より改善状況の公表

専門部会ではより本学の特性を活かした有効な内部質保証を行うため、組織体制の構築を含めた自己点検・評価の仕組みそのものについても検討・審議を行うこととしている。こうした自己点検・評価の体制及び実施方法については、点検・評価規程により担保されている。

また、大学全体に係る自己点検・評価に加え、教員個人の自己点検・評価についても教員評価規程に基づいて毎年実施している。自己点検の結果は、全学組織である教員評価会議において評価され、翌年度の給与等へ反映させることで教員の意欲向上と組織の活性化を図っている。

2. 自己点検・評価の実施状況

各部局において半期・年度末に年度計画に基づく教育研究活動の点検評価を実施している。その結果は各年度の業務実績報告書として教育研究審議会・経営審議会において共有され、大学法人評価委員会で学外委員も含めた対外的な評価を得ている。2023(令和5)年度からはそれに加え、前述の包括

的な内部質保証体制の構築に伴い、専門部会による自己点検・評価を実施している。

2023(令和5)年度中に15回実施された専門部会では、認証評価機関が定める大学評価基準の項目を点検対象として、自己点検・評価を実施した。その取組みにおいて、①組織体制の構築及び②3つのポリシーに基づく教育プログラムの編成について、更なる質の向上を図るため改善の必要性が認められた。その点検・評価結果は前述のとおり、改善状況と併せて報告書としてまとめ、大学Webサイトにおいて公表している。

3. 認証評価

学則第2条において、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価機関の評価を受けることと定めている。前回は2017(平成29)年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審し、適合であるとの認定を受けた。「改善を要する点」として指摘された事項は、教育研究審議会において共有された上で各学部や所管する委員会において改善対応がなされた。

4. 組織的な研修等

全学共通教育、教育改革等を担う芸術教育・学生支援センターの下に、両学部(兼研究科)全専攻の教員で構成されるFD委員会を設置している。同委員会において、教職員に必要な知識及び技能の習得・向上に資する研修内容について協議し、学内で認識する学修支援上の課題や、芸術分野において問題視されている事項等、現状に合わせた適切なテーマを定めて開催する「FD研修会」を毎年企画・実施している。(詳細は基準2-1に記載)加えて、法人事務局主催によるSD研修会も実施しており、教職協働の促進を図っている。

5. 学習成果の可視化

基準2-4において論じるとおり、本学では演奏会や展覧会という形で在学中における成果発表の機会を数多く設けている。それらを通じて個人の学習成果を広く社会に公表するとともに、観客・鑑賞者から得られる直接の反応やアンケート調査により、学生本人が自らの活動のフィードバックを受けることで、自身の学習成果を適切に把握できる仕組みとしている。これらは学生のみならず、主要な授業科目における学習成果を示す重要な指標の一つとして、指導内容の向上に対する各教員の意識を高めることにも繋がっている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	内部質保証の体制や実施方法を、規程により担保している。
改善を要する点	FD及び内部質保証に対する教職員個人単位での意識醸成が課題である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	<p>第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>愛知県立芸術大学学則 第2条（自己点検等） 大学評価 点検・評価規程 大学評価委員会規程 教員評価制度規程</p>
	学校教育法施行規則	
②	<p>第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	(該当しない)
③	<p>第百五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	(該当しない)
④	<p>第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	点検・評価規程
	大学設置基準	
⑤	<p>第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<p>FD活動報告書 FD委員会規程 全学FD研修会アンケート結果</p>
	大学院設置基準	
⑥	<p>第九条の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。</p> <p>3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。</p>	<p>FD活動報告書 FD委員会規程 全学FD研修会アンケート結果</p>
	法令外の関係事項	
⑦	<p>学習成果 学生の学習成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	<p>卒業演奏会 修了演奏会 卒業・修了制作展</p>

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1. 財務状況

法人の収入は、法人の設立団体である愛知県から措置される運営費交付金を始め、学生納付金(授業料、入学金及び検定料)、外部資金等(受託研究費、受託事業費、寄附金、補助金等)、及び雑収入で構成されている。

法人の収入の60%程度を運営費交付金収入が占めるが、標準運営費交付金については、2019(令和元)年度から2024(令和6)年度まで(法人の第3期中期計画期間中)毎年一定のルールに基づき減額されている。一方で、収入の30%程度を占める学生納付金収入はほぼ一定であり、全体としては安定した収入状況となっている。

なお、本学の収支状況の推移は次表のとおりである。

【表大】
過去5年間の決算額の推移 (単位: 百万円)

	H30	R1	R2	R3	R4
<収入>	2,600	2,476	2,494	3,008	2,743
運営費交付金	1,708	1,672	1,688	1,851	1,851
学生納付金収入	625	631	632	632	636
雑収入	93	94	84	92	96
受託研究等収入及び寄附金収入	80	63	41	62	81
施設整備費補助金	0	0	0	0	0
授業料等減免事業費補助金	0	0	36	39	35
目的積立金取崩	94	16	13	332	44
<支出>	2,540	2,422	2,396	2,943	2,737
業務費	2,303	2,328	2,325	2,734	2,583
教育研究経費	365	393	376	578	487
一般管理費	304	307	283	505	358
人件費	1,634	1,628	1,665	1,651	1,738
施設整備費	160	30	33	148	80
受託研究等及び寄附金事業費等	77	64	38	61	74
<収支>	60	54	97	65	5

※各項目の百万円未満を四捨五入しているため、表内の数値の合計額や収支の差引額等が、表示されている金額と一致しないことがある。
 ※正式な決算は愛知県立芸術大学と愛知県立大学を運営する愛知県立大学法人として作成しており、本表は会計監査人の確認を受けていないものである。
 ※法人全体の共通経費は愛知県立芸術大学と愛知県立大学の支出総額で按分している。
 ※法人全体の収支を2大学の収入規模で按分。その按分収支額に合うように運営費交付金収入の額を調整している。

法人は中期計画(2018(平成30)年3月愛知県知事認可、2020(令和2)年7月変更認可)に基づき、予算、収支計画及び資金計画に係る年度計画を策定している。各年度の予算の策定にあたっては、法人予算規程の定めに従って、本学の予算責任者(事務部門長)が、法人が作成した予算編成方針に基づき予算案の作成に必要な書類をとりまとめ法人事務局に提出する。法人理事長

はこれを踏まえ、必要な調整をし、役員会の議を経て予算を決定している。

これらの予算、収支計画及び資金計画に係る年度計画は、法人のウェブサイトで公表される等、関係者に明示されている。

また、財務諸表については、地方独立行政法人法第34条第1項及び第2項の規定に基づき、監事及び会計監査人の意見を付して、設立団体の長である愛知県知事に提出し承認を受けるとともに、同条第4項の規定に基づき公告している。加えて、法人のウェブサイトにおいて、財務諸表を始め事業報告書、決算報告書、監事監査報告書、監査人監査報告書を掲載し、財務内容を公表している。

2. 教育研究環境の整備

本学の教育研究活動に要する経費は、運営費交付金が削減される中、限られた資源を重点的・効果的に配分するため、毎年度法人が作成する「愛知県公立大学法人当初予算編成方針」に基づき、法人基幹経費、経常経費、政策的経費、施設整備費の区分により、各組織が事業計画書を作成して事業目的を明示した上で、所要額を積算し、役員会の議を経て決定し、配分されている。

このうち、政策的経費については、優先度、緊急度、重要度を法人理事長及び本学学長等のトップマネジメントにより判断し、教育研究活動の充実に充てている。

施設・設備の整備に関しては、本学が2021(令和3)年度に作成したキャンパスマスタープランを踏まえつつ、老朽化の度合いや耐震診断結果に基づき、設立団体である愛知県が施設の長寿命化工事などを実施しているほか、本学においても、教育環境の充実のため、法人理事長及び本学学長のトップマネジメントの判断に基づき、目的積立金等を活用して、施設設備の改修等を実施している。

自己評価結果

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

学長、副学長、学部長を中心とした会議体による検討を経て、効果的な予算配分を行っている。

改善を要する点

限られた財源の中で、効果的かつ効率的な大学運営を実現するため、実施事業の取捨選択や適切な人員配置をより一層進める必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	法人からのお知らせ 財務諸表 業務実績報告書
	大学院設置基準	
②	第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	(同上)

ヌ イからりまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

<p>1. ICT 環境の整備</p> <p>本学の情報ネットワーク基盤の維持・管理については、2015(平成 27)年度に芸術情報センターより移管された法人事務局情報課が、法人全体を一元管理している。</p> <p>研究室や講義室、図書館等に LAN ケーブルの敷設や無線アクセスポイントの設置をすることで、ネットワーク環境を整備している。2017(平成 29)年の認証評価において指摘のあった無線 LAN 環境の整備については、2021(令和 3)年度のネットワークシステム更改に合わせて、各学部の要望をもとに講義室や体育館などといった優先度の高い場所に無線アクセスポイントの追加設置を行うとともに、前回認証評価時以降に新築された棟については、教育研究で利用するために必要十分なネットワーク環境を整備し、改善を図った。</p> <p>また、2022(令和 4)年度からは教職員、2023(令和 5)年度から学生に対して、法人が提供している Microsoft 365 サービスについて、2段階認証を導入したことで、より安全に教育研究活動に取り組むことができるようになった。</p> <p>他に学生が利用可能な ICT 環境として、講義棟及びデザイン棟にコンピュータ教室を配備している。講義棟コンピュータ教室については 2020(令和 2)年に更改され、PC の台数が従来の 37 台から 39 台に増加した。また 2019(平成 31)年に新設されたデザイン棟にも新たにコンピュータ教室を設置しており、こちらには 45 台の PC が設置されている。これらの PC は月に一度(デザイン棟については半期に1度)保守業者により最新の状態にアップデートされ、学生が教育支援システムのアカウントを使ってログインできるシステムを用いてセキュリティを確保している。</p> <p>これらの PC は授業で利用するほか、授業で使用しない時間帯は学生が自学自習に利用できるものとして開放されている。</p> <p>2. 学生支援</p> <p>学習支援に関する学生のニーズを把握するため、学務課の窓口で学生からの要望や意見を聞く体制を整備しているほか、直接窓口に出向きにくい学生のために、2009(平成 21)年度から教育支援システム「UNIVERSAL PASSPORT」の Q&A 機能の積極的な活用を開始した。</p> <p>Q&A では、2021(令和 3)年度には 1,524 件、2022(令和 4)年度には 2,018 件の問い合わせや相談が寄せられた。集められた主要な情報は、学生委員会、芸術教育・学生支援センタ</p>	<p>一運営会議等で報告され、関係する専攻・コース、事務局と連携し適切な対応が取れる体制となっている。学内の相談窓口として、保健室、学生相談室、就職相談室、国際交流室を設置している。学生相談室の学生相談員(コーディネーター)が教授会において利用状況や相談内容の分析等の報告を行うなど啓発活動に取り組んでいる。なお、2022(令和 4)年度は、のべ 247 件の相談があり、その対応・報告を行った。</p> <p>ハラスメントについては、教職員で構成されるハラスメント相談員を大学 Web サイト上で学生に周知し、学生からの相談を受け付けている。ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、学長の指示のもとハラスメントにかかる事実調査委員会が設置され、迅速かつ適切に対応する体制が構築されている。そのほか、外部機関に設けられたハラスメント・メンタルヘルスの相談窓口を、案内カードを配布することで学内に周知している。</p> <p>特別な支援を必要とする学生に対しては、2016(平成 28)年 4 月より施行された「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」に伴い、修学支援体制の構築を開始、2017(平成 29)年 4 月には「愛知県立芸術大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を定め、合理的配慮申請ができる学内制度を整えた。申請内容は芸術教育・学生支援センター運営会議で審議するとともに、関係専攻・コース、事務局と連携することで適切な対応に努め、2023(令和 5)年 10 月には申請様式を見直し、Q&A を策定するなど、より一層の制度の充実を図った。</p> <p>学生に対する経済面での支援は、日本学生支援機構をはじめ、地方公共団体、民間団体等の各種奨学制度を周知、学内推薦をするなど、奨学金獲得を積極的に推進している。そのほか、本学独自の奨学金制度や、条件を満たす学生への授業料減免制度を実施している。</p> <p>これらの奨学金や授業料減免制度は学内掲示板やウェブサイト、学生便覧に掲載しており、同時に各種説明会を開催して学生に周知し、学生の奨学金の利用状況等については芸術教育・学生支援センターで報告を行っている。</p> <p>また 2020(令和 2)年度から 2022(令和 4)年度の新型コロナウイルス感染症の蔓延に際しては新型コロナウイルス感染症対策助成金、2023(令和 5)年度の能登半島地震の発生に際しては入学検定料の全額免除に係る相談窓口を設置する等、芸術教育・学生支援センターが主体となり、時流に合わせて必要な経済的な支援を検討・実施している。</p>
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	少人数教育体制や各種支援制度を通じて、学生の特性に合わせたきめ細かな対応を可能としている。
改善を要する点	無線 LAN 環境について、引き続き全学的な配備を急ぎ進める必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	情報セキュリティポリシー 情報セキュリティガイドライン 学生便覧
②	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	芸術教育・学生支援センター規程 外国人留学生チューター制度実施要綱 障害を有する学生への支援に関する要綱 学生便覧 学生相談
③	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	愛知県立芸術大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 障害を有する学生への支援に関する要綱
④	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	学生便覧
⑤	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	(該当しない)

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

<p>1. 本学の理念と性格</p> <p>本学が標榜する理念には、「個性的で魅力ある大学」を目指すことが明記されている。また本学は、日本列島のほぼ中央部分に位置し、三大都市圏の一つとして独自の豊かな文化・芸術の伝統が育まれてきた愛知県という地から、広く世界へと芸術文化を発信することを目的として創立され、中部地方に唯一存在する公立芸術系大学としての存在価値と地位を保持し続けている。すなわち本学は、建学当初から現在に至るまで、「個性的」かつ「ユニーク」な存在である必然性を内包し、またそれを各方面から期待されていることを自覚・自認した組織といえる。</p> <p>また、本学の大学 Web サイト「大学の教育研究上の目的」の前段において、「人間は、芸術によって、自己を革新し、硬直する人間の思考を柔軟なものにしてきた」とあえて触れているように、本学では芸術が人間にもたらす価値の一つとして、殊更に「自己革新による思考の柔軟性」を挙げてみせている。</p> <p>これらを併せて鑑みてみると、これまでに本学が幾度となく企画・実施してきたカリキュラム改革や教育プログラムの見直しなども、これ全て「柔軟に変化を受け入れ、常に自己革新を重ねることで、自身のユニークな存在価値を高めていく」という、本学が目指す理想像・あるべき姿を実現するための営為としてみることが出来る。</p> <p>2. 自己分析活動の方針と体制</p> <p>本学における自己分析活動を有効かつ実際に展開するにあたっては、こうした本学の理念と性格を踏まえたうえで、「硬直しがちな思考を柔軟なものに」すべく実施することが基本方針となろう。開学から 57 年を経て、策定当時の経緯や意義が継承・検証されないまま、現在に至っても無批判に通用する「決まりごと」や「組織体制」が少なからず存在している、という前提に立ち、旧弊があれば省みてこれ以降は正す好機とすべきである。</p>	<p>同時に、本学ならではの独自性・芸術性の高い取り組みや、社会にとって意義深い公共的な取り組みに関しては、積極的に肯定的な自己評価をすべきである。</p> <p>本学では、2007（平成 19）年の愛知県公立大学法人設立に伴う組織改編を契機として「芸術教育・学生支援センター」が設置された。大学全体の教育に関する企画・立案機能や、教育改革推進機能を有し、学生の学修、大学生生活、就職活動等におけるきめ細やかな学生支援機能を集約した組織である。授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み（FD 活動）を企画・実施するほか、教育及び学生支援の中核を担う組織として、関連する各委員会における取り組み内容を吸い上げて詳細に分析することなど、「教育研究の水準の向上」全般に努める業務を統括する組織体制が構築されている。</p> <p>本基準の分析にあたっては、芸術教育・学生支援センターを中心として、関連各課及び各委員会等において実施されたさまざまな取り組みについて報告されたものの中から、特に当該基準に合致する内容を精選して記載した。</p> <p>具体的には、以下の 4 つの項目に対する取り組みを分析対象としている。</p> <p>(1) FD 活動による教育・研究方法の改善に向けた取り組み (2) 学生にとって魅力ある基礎教育科目・基礎的な教育科目の構築に向けた取り組み (3) 教育・研究活動環境の整備と充実に向けた取り組み (4) 学修成果の具現化に向けた取り組み</p> <p>これらの取り組みについては、大学自己点検評価委員会のもとに設置された、大学全体の自己点検評価を担う「自己点検評価専門部会」の統括のもと、芸術教育・学生支援センターを中心に、綿密な評価を加えた上で自己分析を行なった。前述したように「常に自己革新を重ねることで、自身のユニークな存在価値を高めていく」ことを理想とするための種々の取り組みは、本学がこれまで歩んできた姿と、これから進むべき道を示す重要な指針となっている。</p>
--	---

2) 自己分析活動の取組み（目次） ※学習成果に関する分析の取組み等を 1 つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	FD 活動による教育・研究方法の改善に向けた取組み	37
2	学生にとって魅力ある教養教育科目・基礎的な教育科目の構築に向けた取組み	38
3	教育・研究活動環境の整備と充実に向けた取組み	39
4	学修成果の具現化に向けた取組み【学習成果】	40
5		41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	FD 活動による教育・研究方法の改善に向けた取組み
分析の背景	<p>大量の情報が流通し、かつ流動性が高いために、先を見通すことがますます困難な現代の社会において、芸術分野の特殊性に立脚した専門教育と研究方法について、そのあるべき姿・目指すべきかたちを検討し構築していくためには、不断の変化と成長、改革を遂行していく必要がある。本学では、学生に対しては継続的な授業評価アンケートを実施し、また教職員に対しては定期的な FD 研修会を実施することで、本学の教育理念を反映した教育・研究方法の絶えざる改善と水準の向上を図っている。</p>
分析の内容	<p>(1) 授業評価アンケート</p> <p>本学では 2010 (平成 22) 年度より、FD 委員会が主体となって学生に対する「授業評価アンケート」を毎学期実施している。各専攻・コースの FD 委員を通じて、全ての教員に対して担当科目のアンケート結果をフィードバックし、FD 委員を中心に、自己評価を含む分析とその結果を取りまとめて、FD 活動報告書として FD 委員会に報告すると同時に、大学 Web サイトにおいて学外に公開することを義務付けている。各授業担当教員だけでなく、FD 委員及び専攻会議・コース部会においてアンケート結果の確認と情報共有を行う仕組みにより、複数の教員の目で状況を把握するとともに、アンケート結果をより適切に分析し、今後の授業に活用するための体制を整えている。</p> <p>授業評価アンケート全体としては、「授業全般について総合的に評価するとよい授業だと思いませんか」との項目に対して、「強くそう思う」「ややそう思う」と答えた学生の割合が、2023 (令和 5) 年度の平均は 86.25%、2022 (令和 4) 年度の平均は 83%、2021 (令和 3) 年度の評価平均は 89.25%と高い水準を維持している。その一方で、FD 活動報告書に記載される授業評価アンケートの分析結果について十分な情報が記載されているとは言い難い例も散見されたことから、授業改善の取組みをより具体的に全学的に共有するワークフロー強化の取組みの一つとして、「授業評価アンケート自己点検結果報告シート」を新規作成し、2024 (令和 6) 年度からの導入を決定した。このシートは、従来の報告書による記述を補完しながら、より明確な自己改革目標の共有化・実現化を目指すことを意図している。</p> <p>(2) FD 研修会</p> <p>本学においては、芸術分野における特殊性に鑑みた教育・研究の方法及び大学組織の運営のあるべき姿・目指すべき姿を検討し、教育・研究方法の改善を図る必要がある。そうした認識を周知徹底するため、FD 委員会を通じて教職員に対する「FD 研修会」を 2022 (令和 4) 年度より実施している。2023 (令和 5) 年 1 月に「修学支援における合理的配慮について」講座、2023 (令和 5) 年 11 月に「近年におけるアーティスト育成をめぐる問題について」講座を実施した。これらは、芸術及び芸術教育をめぐる諸問題が世界中で顕在化された現状に即して企画されたものであり、時宜に合った内容であった。</p> <p>研修内容については FD 委員会に所属する教員が提案することとしており、教育・研究をより適切に行うために必要な知識について教員が議論する場としても機能している。参加教員数は初年度の 2022 (令和 4) 年度は 26 名、2023 (令和 5) 年度は 35 名であり、教員全体に見る参加率は 41%程度となっている。今後はオンライン開催あるいはオンデマンド配信といった、参加率を高めていくための策を講じると共に、専攻別 FD 研修会の開催といった専門性に特化した取組みについても検討する。</p> <p>研修会の最後に実施したアンケートでの要望等も踏まえ、FD 委員会にて次年度以降の開催内容及び時期等を鑑み、今後も引き続き芸術大学に相応しい研修会のテーマを検討し、継続的に実施していく。</p>
自己評価	<p>大学組織における FD 活動の重要性は明らかだが、その活動が学内で形骸化していないか、常に自省する必要がある。「授業評価アンケート」については、本学の特色である少人数指導に対する高評価の傾向が概ね認められるが、アンケート項目の時流に合わせた見直しや教員への呼びかけ強化による回収率の向上等、引き続き不断の改善に取り組む必要がある。「FD 研修会」については、近年の社会的関心に適合し、かつ本学の教職員に必要な知見を付与するテーマを検討し実施できたことは有意義であった。一方、研修会参加率を向上させるための方法・媒体については引き続き模索していく必要がある。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ FD 委員会規程 ・ FD 活動報告書 ・ R5 年度 FD 研修会アンケート結果 ・ 授業評価アンケート結果 ・ 授業評価アンケート自己点検結果報告シート

タイトル (No. 2)	学生にとって魅力ある教養教育科目・基礎的な教育科目の構築に向けた取組み
分析の背景	<p>多様化する社会環境の変化に応じて、芸術教育のあり方や目的が変容・改新を迫られる中で、より魅力ある教育内容の提供が求められている。本学における FD 活動等を通じて得られた、本学の教育理念を反映した教育・研究方法についての最新の知見をもとに、多様化する社会環境の変化に応じて新しく生じる価値観を常に更新しながら、より充実した教養教育・基礎的な教育を提供することを目的に、学生にとって魅力ある教養教育科目及び基礎的な教育科目の改革に着手し実行している。</p>
分析の内容	<p><u>(1) 教養教育科目改革にかかる組織体制の整備</u></p> <p>本学の学生が卒業までに履修する教養教育科目は 2014（平成 26）年度から 2016（平成 28）年度までの 3 年間の平均では平均 18.9 単位だったが、2021（令和 3）年度から 2023（令和 5）年度までの 3 年間には平均 20.5 単位と増加傾向にある。近年の学問世界における一つの潮流となっている「リベラルアーツ教育」の需要の高まりは数値的にも明らかである。</p> <p>一方、本学では教養教育科目において大学全体を包括してカリキュラムの検討を担う組織が存在せず、上記のような需要の高まりについて集計・分析するような組織も存在しなかったため、2021（令和 3）年度末より、全学としての両学部に跨る教養教育科目及びカリキュラムについて検討する組織について構想を開始し、2023（令和 5）年度より全学カリキュラム委員会を発足させるに至った。</p> <p>教育研究審議会において、教養教育科目改革については全学カリキュラム委員会が中心となって 2026 年度の実施に向けて全面的な見直しを行う方針が決定し、教授会でもその旨が周知されている。</p> <p>2026 年度の改革にあたっては、「学生にとって履修しやすい時間割の検討」「不開講科目の削減」「ニーズに合わせた初年次教育科目の新設」を主たる改革・刷新のテーマとし、詳細かつ具体的な検討を進めることとした。策定後も全学カリキュラム委員会が主体となって持続的に自己点検を行い、改善・運営していくことを目標としている。</p> <p><u>(2) 基礎的な教育科目の見直し</u></p> <p>音楽学部において、本学独特のカリキュラム（専攻によって必要単位数が異なる等）に適合し、また入学試験において実技課題の点数比率が高いことから生じる基礎学力のレベル差が認められる全ての学生に適應して、教育効果を最大限に発揮するような基礎的な教育科目の充実が求められていた。</p> <p>そのため作曲コース部会、将来計画委員会（音楽）、ソルフェージュ授業改革部会（音楽）が中心となり、2017（平成 29）年度から 2019（令和元）年度には大学独自の和声教材の開発、2020（令和 2）年度には大学独自のソルフェージュ課題として 2 年間で單元ごとに各 50～100 曲余ずつの課題（主に視唱やリズム等「表現」の課題）の作曲を実施、2022（令和 4）年度にはソルフェージュのもう一つの骨格である「聴音」の課題の作曲を実施するなど教材の改善に取り組んだ。</p> <p>その結果に対して、作曲コース部会では、試験結果及び授業評価アンケートの結果を踏まえて半期ごとに授業内容のフィードバックを実施し、コース内及び授業担当教員内で共有を行いさらなる授業の改善に努めた。この取組み及びその成果においては、将来計画委員会で報告されるだけでなく紀要において広く学内・学外に向けて周知されている。音楽学部全体で他の基礎的な教育科目との連携も視野に入れ今後もより適切な教材開発及び指導方法の研究について、不断の取組みと検証を行なっていく。</p>
自己評価	<p>芸術という専門性の著しく高い分野の教育を担う本学においても、社会に必要とされる教養を身につけさせることは、大学として欠かせない責務であることは言を俟たない。そうした認識に立ち、教養教育及び基礎的な教育科目の大胆な見直しや改革、充実を目指した活動を開始させたことは意義深い。</p> <p>高校生や社会人にとって本学が進学先として魅力のある選択肢となるためにも、教養教育及び基礎的な教育の充実は、他芸術系大学との差別化となり得る。しかし、美術学部の基礎的な教育科目についてはまだ検討段階であるため、引き続き全学的に改革を推進していくよう努めることが求められる。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・全学カリキュラムの見直しに係る体制整備について ・全学カリキュラム委員会規程 ・将来計画委員会規程（美術学部・音楽学部） ・事業計画書（音楽学部基礎教育科目_第 2 期改革推進費） ・愛知県立芸術大学紀要 50 号、51 号、53 号 ・『和声を理解する バス音からの分析』 ・『視唱とリズム：ハ音記号とアンサンブルを中心とした課題集』

タイトル (No. 3)	教育・研究活動環境の整備と充実に向けた取り組み
分析の背景	<p>学生にとって魅力ある教養教育科目・基礎的な教育科目の構築を目指すために、近年急増する心理的な不調に対する合理的かつ教育的な配慮に対する必要性の認識と、実効性のある対応・体制の整備と確立を実行し、当事者である学生のみならず対応する教職員にもその周知徹底を図った。また、コロナ禍という前例のない状況で、遠隔授業では十分に教育の質を担保できない授業（実技科目）が数多く存在したことから、教育全般と研究活動の質を担保するため、環境の整備と充実と直ちに着手し実行した。</p>
分析の内容	<p><u>(1) 合理的・教育的配慮による教育・研究活動の機会の均等化</u></p> <p>本学では心理的な不調に対する相談窓口として、従来「保健室」「学生相談室」が設置されていたが、2021（令和 3）年度より新たに学外相談窓口を設置し、学内での相談に躊躇いや不安のあった学生・教員・職員に向けた窓口体制を再構築した。その結果、2021（令和 3）年度には 8 件、2022（令和 4）年度には 68 件の相談案件が寄せられ、外部相談窓口の必要性と重要性が確認された。学生相談等の状況は両学部における教授会において定期的に報告され、全教員に共有されている。</p> <p>合理的配慮については、2017（平成 29）年度に対処要領や申請の様式を整えるなど正式に対応を始めてはいたが、学生や教員にその存在や意義が周知徹底されているとは言い難かった。その状況を鑑み、2023（令和 5）年 1 月に合理的配慮をテーマとした FD 研修会を開催したところ、学内で認識が広く共有され、2021（令和 3）年度までは 1 年に 1～2 件だった学生・教員からの合理的配慮についての質問や問い合わせが、2022（令和 4）年度には 7 件、2023（令和 5）年度には 14 件にまで増加した。</p> <p>これらの取り組みにより、学生が心理的な不調を訴えた場合や、合理的配慮を必要としている場合に、「保健室」「学生相談室」「外部相談窓口」の存在を伝達し、内容や状況に応じて適宜相談するように促す意識が学内に醸成された。今後も、特に新入学生や留学生に対して、本学の取り組みと対応体制の周知に努め、教育・研究活動の機会の均等化と有意義な学生生活の確保を目指す。</p> <p><u>(2) 教育・研究活動環境の整備による質担保</u></p> <p>本学ではカリキュラム・ポリシーに基づき、特に実技分野において、学生への個人指導・少人数教育の徹底により教育の質を担保している。また、2020（令和 2）年度当初の緊急事態宣言により、大学がオンラインでの遠隔授業実施を余儀なくされた折には、休学・退学したい等の深刻な相談が相次ぐなど、学生には対面での実技授業・レッスン・コーチングを受けたいという強い要望があった。</p> <p>そうした要望に応え、十分に教育の質と意義を担保した大学教育の継続と教育環境の維持を図るべく、学長の指揮のもと、2020（令和 2）年 2 月に教育研究審議会構成員を中心として臨時に結成された「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、対面授業の早期再開に向けて検討を重ねた。</p> <p>その結果、2020（令和 2）年 6 月に同法人に属する愛知県立大学清水教授の協力を得て、本学ほぼすべての施設に対してスモークテストを実施することで、各教室における換気方法と適正人数が定められ、全国に先駆けて対面授業を再開することができた。同会議による決定は、活動指針やガイドラインとして Web サイト等で学内外に広く周知された他、教授会等でも逐次共有され、各授業での対応については各学部において学部長を中心に検討を行ったうえで対策本部会議に結果を報告するなど、全学的に連携して問題に取り組んだ。未曾有の事態においても、小規模大学ならではの利点を生かし、組織的かつ速やかに対応を検討して、適切な教育・研究活動環境の整備を行うことで教育の質を担保することができた事例であり、今後起こり得る不測の事態にも応用可能なノウハウの蓄積に繋がった。</p>
自己評価	<p>外部相談窓口の設置と周知による効果ははっきりと確認できた。また合理的配慮の必要性も強まっている。今後さらに増加が見込まれる相談案件への適切な対応と体制が求められる。</p> <p>また芸術教育にとって想像を超えた影響をもたらした新型コロナウイルス感染症の蔓延という事態に対しても、「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を迅速に立ち上げ、いち早く対面授業を再開しつつ学内クラスターを防げたことは大きな成果であったといえる。この対応を先行事例として、今後も時流に合わせた柔軟な体制構築を行い、教育・研究環境の整備と質の担保を継続していく必要がある。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 01_令和 4 年 6 月教授会 学生相談室資料 ・ 外部相談窓口 周知資料 ・ 愛知県立芸術大学 学報 No. 68 ・ 新型コロナウイルス感染防止ガイドライン ・ コロナ対策に係る新聞記事、医学系専門誌への寄稿記事各種 ・ 合理的配慮 マニュアル・Q&A・申請書

タイトル (No. 4)	学修成果の具現化に向けた取組み【学習成果】
分析の背景	<p>芸術教育を通じて得た知見・技術を、在学中に大学の名において広く社会に発表する機会を学生に与えることは本学の責務であり、そうした試みは学生個人の利益のみならず、若い芸術家たちの芸術活動の成果を享受する社会にとっても有益である。本学では、音楽と美術が協働して創り上げる総合芸術としてのオペラ公演や、学生個人が芸術教育から得た知見・技術の集大成である卒業・修了作品（美術）、卒業・修了演奏（音楽）の発表など、学修成果を広く社会に発表する機会を設けている。</p>
分析の内容	<p><u>(1) 在学中の学修成果の可視化</u></p> <p>本学における在学中の学修成果の可視化の代表的な取組みの一つとして、オペラ公演が挙げられる。オペラ公演は本学の両学部・研究科の教員が運営する「オペラプロジェクト会議」を中心に実施され、音楽研究科の授業である「オペラ総合演習」の履修者を中心に、音楽学部の「合唱」「オーケストラ」の履修者、さらに「複合芸術研究」の履修者と美術研究科教員を中心とした舞台美術制作スタッフによって創り上げられる「総合芸術」である。2000（平成12）年度からは「長久手市文化の家」協力のもと同ホールで開催されている。これまで愛知県内の大府市、刈谷市、知立市等でも巡演するなど、成果発表の場としてのみならず、地域社会に対する貢献度という点からも多大な実績がある。</p> <p>オペラ総合演習等の授業履修者にとっては、授業の成果発表としてオペラ公演に取組み、公演中の観客の反応を直に受け取る機会となり、舞台美術を担う学生スタッフにとっては、通常の展覧会等とは異なる形での造形成果物発表の場となるなど、ともに芸術家としての幅と奥行きを拡張できる貴重な機会となっている。参加した学生は、公演終了後に稽古から本番に至る取組みの様子、公演の成果、改善点を互いに発表して共有し、次年度以降の自身の取組みに活かしている。公演そのものだけでなく、公演に至るまでのプロセスについて、学生及びプロジェクトにかかわる教員が一丸となって成果の評価や問題点の検証を行い、次年度からの業務項目の刷新、改善に努める仕組みが構築されている。</p> <p><u>(2) 集大成としての学修成果の可視化</u></p> <p>本学では学修成果の集大成の可視化として、「卒業・修了制作展」、「卒業演奏会」、「大学院修了演奏会」を毎年実施し、教育達成水準や研究成果を広く社会に公開・発表している。</p> <p>美術学部及び美術研究科における「卒業・修了制作展」は、長年「愛知県美術館」において開催されてきたが、2017（平成29）年度から本学での開催に変更した。鑑賞者へのアンケート結果では、2022（令和4）年度には「大満足」「満足」の割合が86%と高水準を維持している。学内開催の効果として、学生が展覧会場に常駐して自作の解説を行うことが通例となり、鑑賞者からのフィードバックを直接受け取る機会が定着したことが挙げられる。一部の専攻では、優秀学生によるプレゼンテーション及び講習会を一般公開しており、成果と評価の可視化の機会として学生・鑑賞者ともに好評を博している。</p> <p>音楽学部・音楽研究科における「卒業演奏会」「大学院修了演奏会」は、優秀な成績を得た学生を顕彰するとともに、研究成果を鑑賞する機会を社会に提供する催しとして毎年3月に開催している。この演奏会に限らず、一定以上の規模の大学主催の演奏会ではすべてアンケートを取っており、成果発表とフィードバックが一体となった仕組みが構築されている。また演奏会後には教員もアンケート結果を確認して教授会で報告を行うことで、教員の教育活動のフィードバックの場としても機能している。</p> <p>本学における学修成果の可視化は、常にフィードバックと一体である。芸術大学で学ぶことの意味とそこで培われる力量を社会に問う場として、引き続き内容の充実及び広報活動の充実に努めたい。</p>
自己評価	<p>芸術を志す学生たちにとって「学修成果の具現化」は欠くことのできない営為のひとつである。学修成果を体感・可視化する機会を大学が積極的に提供することで、学生のみならず地域住民や社会に貢献している。「卒業・修了制作展」「卒業演奏会」「大学院修了演奏会」について、可視化された学修成果をディプロマ・ポリシーや授業の学修成果目標と比較して評価を行っているが、学生自身の分析結果を収集し教育活動に反映させる取組みについては、まだ組織的に十分に行われているとは言い難い。今後FD委員会等を主体として、全学生向けのアンケート実施等を視野に入れて検討を行うこととしたい。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「オペラ総合演習」「複合芸術研究（オペラ）」シラバス ・ 卒業演奏会（チラシ・プログラム）、修了演奏会（チラシ・プログラム） ・ 卒業・修了制作展（概要・作品集） ・各演奏会、展覧会アンケート結果

タイトル (No. 5)	
分析の背景	
分析の内容	
自己評価	
関連資料	

Ⅲ 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

<p>本学は、独自の豊かな文化・芸術の伝統が育まれてきた愛知県という地において、地域における芸術文化の拠点、そして国際的に開かれた芸術文化の核となるべく建学された唯一の公立芸術大学である。その実現に向け、本学では大きく次の三つの理念を掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部から大学院までを視野に入れた一貫した教育研究体制の充実を図り、芸術家、研究者、教育者など芸術文化にたずさわる優れた人材の育成を目指す。 ・国際的な視野を持った高度な芸術教育を実践することにより世界に通用する優れた人材を育成し、国際的な芸術文化の創造・発信拠点となることを目指す。 ・教育・産業・生活文化など様々な分野で本学の持つ芸術資源を有効に活用し、地域社会と連携して、愛知県の芸術文化の発展に貢献することを目指す。 <p>これらの理念を進展させていくために、本学では地域に開かれた芸術文化の発信地として、芸術の持つ力を最大限活用しながら社会との結びつきを高めていくことを目的に、多彩な取組みを実践している。</p> <p>活動主体はその性質により様々であるが、学部・研究科（あるいは専攻・コース）単位のものをはじめとして、全学に跨るもののうち、教育・厚生補導は「芸術教育・学生支援センター」、地域貢献・連携事業は「社会連携センター」、研究推進・学術情報管理は「芸術情報センター」がそれぞれの所管業務における包括的な情報集約と管理運営を担っているほか、芸術作品の修復や模写を専門に請け負う「文化財保存修復研究所」及び芸術資料の収集・保管と大学施設における展示業務を担う「芸術資料館」でも、独自の活動実績を有する。</p> <p>そのうち、自己点検評価専門部会を中心とした大学自己点検・評価において、特に本学の特色が活かされているものとして、以下の4つを挙げた。</p> <p>(1) 誰もが身近に芸術を楽しめる社会を目指す地域貢献活動</p>	<p>(2) 領域横断・交流事業によるイノベーション成果を教育研究活動へと還元する取組み</p> <p>(3) 文化財保存修復研究所による文化資源の再生と活用</p> <p>(4) 多様なニーズに応えるアートキャリア支援</p> <p>(1)、(2)は、前述する社会連携センターにおいて、これまでの実施事業及びそれらに対するアンケートを通して分析した結果によるものである。(1)は文化芸術へのアクセスを容易にし、地域社会の環境構築に寄与する点、(2)は他分野との積極的連携によって芸術分野の価値そのものを高め、新たなニーズを創出する点において、それぞれ独自性が認められるとして自己評価を付した。</p> <p>また、(3)に掲げた文化財保存修復研究所においては、既存の文化資産の再生のみならず、リカレント講座の開催等を通じた積極的な活動発信により、社会への新たな価値の提供や歴史の継承を促し、地域の芸術文化の発展に貢献している。それらの対外的評価からも、大学の目的・理念を具体化した取組みとして本項目に挙げた。</p> <p>上記のいずれも高い地域貢献性を有しながら、同時に教育研究の質向上に資するものであるが、より直接的に学生を支援する取組みとしては、芸術教育・学生支援センターの自己点検結果より(4)のキャリア支援を挙げた。芸術大学独自の目線から、多様なアプローチで学生の社会的自立を促すこの取組みは、更なる発展のため同センターを中心とした教職協働体制の強化を検討中である。</p> <p>社会のあり方が多様化し、またアート思考やデザイン思考といった革新的なものの捉え方が注目されている今、芸術そのものが持つ本質的な力に対し、これまでになく社会からの需要が高まっていることが、各取組みの成果において明らかになった。今後も、各部局において学内外からのフィードバックを適切に収集し、2023（令和5）年度に新たに構築した内部質保証体制下での自己点検を恒常的に実施していくことが、特色ある教育研究活動の継続の根幹となることと再認識している。</p>
---	---

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	誰もが身近に芸術を楽しめる社会を目指す地域貢献活動	45
2	領域横断・交流事業によるイノベーション成果を教育研究活動へと還元する取組み	46
3	文化財保存修復研究所による文化資源の再生と活用	47
4	多様なニーズに応えるアートキャリア支援	48
5		49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	誰もが身近に芸術を楽しめる社会を目指す地域貢献活動
取組の概要	<p>本学では地域の芸術文化の発展に貢献するという大学理念のもと、多様化する社会に寄り添う幅広い芸術活動や、地域住民に向けた教育研究成果の積極的な発信を行っている。病院や福祉施設等を対象としたアウトリーチ活動をはじめ、芸術文化へのアクセスや芸術活動における制約を解消し、誰でも身近にアートを楽しめる環境を様々な形で提供することにより、豊かな地域社会の形成を目指している。</p>
取組の成果	<p>地域貢献に係る組織体制として、これまで各種芸術企画及び地域連携等を所管していた「芸術創造センター」の名称を2019（令和元）年度より「社会連携センター（以下「センター」という。）」へ改め、社会における総合窓口としての機能を強化させている。センターでは大学理念に掲げた「国際的な芸術文化の創造・発信拠点」たるにふさわしい、良質な活動成果を効果的に発信するという共通目的のもと、様々な形で教育研究成果の発信を行っている。中でも代表的なものは、2012（平成24）年度より継続開催する「愛知芸大芸術講座」である。同講座はレクチャーコンサートやアーティストトークといった参加型講座を中心に、各教職員が提案する企画をセンター内で審査し、厳選したものを年間13件程度実施している。活動における質向上の観点から、センター内では同講座の参加者アンケートの内容及び選定時の審査基準の点検を行うことで、地域住民に対して芸術とのつながりや生涯学習の支援を促す、持続的な価値の提供に努めている。そのほか、長久手市の文化施設におけるアートショップ（作品販売）、尾張旭市三郷駅前のみちづくりデザイン検討支援事業での「市民参加型ワークショップ」など、近隣の市町村との連携による多彩な活動を行っており、自治体や地元企業からの連携申出も年々増加している。こうした各自自治体・企業からの連携申出はすべてセンターに集約され、事業内容や受入体制等、質の担保の観点から十分に審議されたうえで連携を決定しているが、中でも継続して実施されているものとして、県の障害者芸術活動支援事業「あいちアール・ブリュット」が挙げられる。当事業では2014（平成26）年度より障害者支援施設等への出張講座（陶芸教室）、加えて2018（平成30）年度以降は障害者アーツ展における演奏企画や社会福祉施設等への出前コンサートを毎年開催し、2023（令和5）年度には更なる活動推進に向けて県と連携協定を締結するなど、継続的な地域交流を推進している。</p> <p>それらの事業と並行し、音楽研究科では独自の取組みとして「病院アウトリーチプロジェクト」を2017（平成29）年度に立ち上げている。これは芸術を必要としながらホールや美術館に足を運ぶことが困難な方たちの元へ芸術家が出向いてアートを届ける企画であり、音楽研究科の大学院生を対象にした「アートマネジメント」の授業を通して、医療や福祉の現場における芸術活動のノウハウを理論・実習から学ぶことにより、学生にとっては「自ら企画し、実施できる」スキルの習得、地域社会にとっては生活の質や環境の向上に寄与するものである。訪問先として開始年度より県内の総合病院である藤田医科大学病院と包括連携協定を締結したほか、以後精神科病院や障害者支援施設、保育園等に範囲を広げている。対面による活動が困難であったコロナ禍の時期においても、対象施設に宛てて演奏動画の制作・提供を行うなど、状況に合わせて手法を工夫しながら継続し、地域に根差した長期的な取組みとするための基盤を着実に築いている。3年目となる2019（令和元）年度には、実践形態の多様化を図るため音楽美術複合プロジェクトとして美術研究科の専門授業にも組み込んでおり、2023（令和5）年度にはさらにセンターにおいて同プロジェクトを前述の「あいちアール・ブリュット」事業と連動させる試みにより、新たに美術研究科大学院生向けの授業「インクルーシブアート」を2024（令和6）年度に開講するに至った。実践で得られた反応や課題は、授業内で教員・学生に共有され、アートという分野におけるアプローチの多様性創出・ノウハウの蓄積にも繋がっており、こうした改善・検証の繰り返しにより、卒業後のキャリア支援と地域社会の発展の両輪を支えるというサイクルを形成しているといえる。</p>
自己評価	<p>活動の幅広い展開や継続性、報告書にも示す対外的な評価を鑑みるに、本学による地域貢献事業の意義は地域社会において十分に認知されているものと考えられる。今後さらに推進させていくためには、安定性のある予算基盤の確保が不可欠であるため、引き続き積極的な情報発信と学内外における意識醸成を図り、大学自己収入や基金等の有効活用によって、長期的な運用を見越した体制構築が課題である。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・大学 Web サイト「社会連携センターとは」「主催事業について」「病院アウトリーチプロジェクト」 ・「アートマネジメント」「インクルーシブアート」シラバス ・社会連携センター規程 ・愛知芸大芸術講座開催一覧

タイトル (No. 2)	領域横断・交流事業によるイノベーション成果を教育研究活動へと還元する取組み
取組の概要	<p>様々な分野で芸術の価値を高め、有効活用することは、本学の目的である文化の向上発展に寄与する、重要な取組みの一つである。本学では、異なる分野や業界、文化との交流によってイノベーションを促進し、芸術の新たな価値や可能性を見出すため、連携事業や海外アーティストとの交流、分野横断的な授業を積極的に実施している。</p>
取組の成果	<p>本学では、近隣他大学との積極的な交流のため、愛知県（国際芸術祭あいち）と中部4芸術大学の現代アートの連携拠点である「アトラボあいち」を活用し、4大学が連携した現代アート展や本学単独開催の展示企画を2011（平成23）年度より継続実施している。大学間で相互に影響を与え合いながら、学生や卒業生等次世代を担う若手芸術家の活躍の場として、愛知県広域に向けた発信機会を創出している。さらに、2022（令和4）年度には名古屋工業大学と包括連携協定を締結し、工学とアートの融合による未来社会構築のための「ARTFUL CAMPUS」プロジェクトを立ち上げている。作品展示やアートイベント、ワークショップ等を通して、芸術と工学分野における文化的視点の育成を図り、両大学の研究・教育の活性化につなげている。また、異なる分野との連携事業としては、2019（平成31）年度より中部経済連合会と名古屋市が創設した「ナゴヤイノベーションズガレージ」での取組みが代表的である。次世代を担う若手芸術家の発信発表の場として「ナゴヤイノベーションズガレージ賞」を創設し、学生や卒業生にオルタナティブな展示空間を提供するほか、演奏企画「MUSIC in the GARAGE」、社会人向けの芸術レクチャー講座の開催など、多様な方法で異業種との交流機会を創出することにより、停滞する経済界への考え方の変革、新たな価値観創出というニーズに応えている。</p> <p>また学内においても基準2-4で述べたオペラ公演をはじめ、大学院における「複合芸術研究」を中心に、美術・音楽の枠を超えた横断的授業を積極的に実施している。美術学部陶磁専攻と音楽学部作曲コースでは、相互に作品からインスピレーションを受けて段階的に創作を展開するという合同授業を2021（令和3）年度より継続実施している。授業内で制作された作品は合同課題発表展（演奏会）「resonancia」として学内外に公表され、実践に伴う成果は担当教員2名の共同論文として紀要への掲載とオンライン公開がなされている。また、木片を使用したパーカッションを通じて社会課題に向き合う取組みとして、2021（令和3）年度に美術研究科デザイン領域と音楽研究科管・打楽器領域教員によって立ち上がった「共鳴～Kyo-mei」プロジェクトは、近隣地域での複数回の実践活動を経て、2024（令和6）年度にプロジェクトの枠を超えた「複合芸術研究」として合同授業の開講に至り、更なる進展を図っている。</p> <p>さらに海外の学術動向を大学教育へと取り込むことでイノベーションを促進することを目的として、音楽学部では開学以来、海外から多様な演奏家を外国人客員教授として招聘している。2015（平成27）年からは1年に満たない短期招聘枠を新たに設けたことで、現役で活躍するアーティストや教授を毎年複数名招聘できる体制としており、学生・教員ともに合同演奏や授業を通じて多くの刺激を受けている。その教育的効果を全学的な取組みとして発展させたものが、2007（平成19）年度より実施している「アーティスト・イン・レジデンス」事業である。同事業では世界的に活躍する国内外のアーティストを招聘するほか、2017（平成29）年度からは国際公募によるアーティスト受入も行っており、多様性の確保を図っている。数週間から数ヶ月に亘る滞在期間中、学生や教員らとともに創作や演奏といった芸術活動を行うことで、既存のカリキュラムでは得られない視点の獲得を促し、その活動内容は展覧会や演奏会等で広く地域住民に公開されている。事業内で得られた成果は毎年の業務実績報告の中で自己評価とともに法人Webサイトに掲載されており、国際公募の応募総数は開始年度の25件から2023（令和5）年度の98件にまで増加、国際的に開かれた大学として国内外での認知度向上にもつながっている。</p>
自己評価	<p>多様な連携事業を通して学生や教員が様々な形で触発され、その中で生み出された専門分野の新たな可能性が、教育活動やまた別の事業へと発展的循環を遂げているといえる。引き続き、運営と内容両面において有効なフィードバックが得られる方策を検討することにより、継続事業の精査を行っていく。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・大学Webサイト「主催事業について」 ・ ARTFUL CAMPUS ・ アトラボあいち ・ ナゴヤイノベーションズガレージ ・ MUSIC in the GARAGE アンケート結果 ・ 外部評価書（ナゴヤイノベーションズガレージ） ・ 愛知県立芸術大学紀要 51号、52号 ・ 愛知県公立大学法人「業務実績報告書」「業務実績に関する評価結果」（リンクは2022） ・ 「複合芸術研究（オペラ）」「複合芸術研究（共鳴～Kyo-mei）」シラバス

タイトル (No. 3)	文化財保存修復研究所による文化資源の再生と活用
取組の概要	<p>「文化資源」とは、文化財をただ「モノ」として捉えるのではなく、それが生み出された環境や技術、歴史、風土など複数の領域の視点から見直すことによって、価値を再発見する立場から生まれた概念である。本学では修復・模写・調査研究を通して、文化資源を再生させるとともに、教育研究の過程で新たな価値を見出し、次の世代へ継承することを本学の理念や目的に照らした使命の一つと考え、幅広い取組みを実践している。</p>
取組の成果	<p>「文化財の継承及び再生とそれに関わる人材の育成を通して、地域文化の発展に貢献すること」を目的として、2014（平成 26）年度に愛知県立芸術大学文化財保存修復研究所（以下「研究所」という。）が設立された。研究所では日本画、油画、彫刻、デザイン、芸術学といった各分野が揃う総合芸術大学という利点を生かし、文化財保存に関する研究及び調査、模写・保存修復事業を進展させていくことに加え、専門技法講座や中部地方の文化財保護ネットワーク構築に向けたシンポジウムなどを開催し、様々な形で研究成果を地域に還元している。</p> <p>研究所では中部地方を中心に、日本全国から文化財修復の依頼を受け入れている。大学所在地である長久手市の中学校に設置されている壁画や、寺院や個人が所蔵する掛け軸・屏風など、地域住民にとって身近な作品のほか、各地の美術館が所蔵する歴史価値の高い作品の修復も請け負う。直近では愛知県美術館の宮本三郎作品「家族」の下から新たに発見された「裸婦」の調査及び修復を手掛けたほか、名古屋市美術館の「猛獣画廊壁画」や原爆の図丸木美術館（埼玉県）の「原爆の図」の修復を行った。いずれも社会的関心の高い作品で、修復作業の一般公開や作品関連講座などのイベントを含め新聞等のメディアに取り上げられたことにより、本学の取組みの成果が大きな注目を集めた。</p> <p>また、研究所では法人を同じくする愛知県立大学との共催で、「災害と文化財」をテーマとした講座を2016（平成 28）年度から毎年企画・実施し、好評を博している。この講座では、被災文化財の実状や保護・保存に向けた課題、対応事例等を学び、文化資源の価値や災害対策の意義を地域社会に向けて発信するとともに、平時から近隣文化施設との交流を促すことで、非常時にも活かせる持続可能な地域ネットワークの基盤形成に寄与する取組みである。特に前述の「原爆の図」をテーマとした講座においては、若い世代を中心に高い関心と呼び、オンライン参加も含めて 200 名を超える受講者が集まった。美術館学芸員及び本学研究所研究員がそれぞれの立場より、文化財を守っていくことの社会的価値や難しさ、作品を巡る歴史背景等を語った同講座では、開催後のアンケート調査において全体の高い満足度に加え、戦争そのものへの学びが深まったという意見が多く寄せられた。</p> <p>こうした反響によっても示されるとおり、研究所の活動は純粋に作品の復元のみならず、世代を超えて歴史文化を継承し、地域社会の結びつきを深める役割を果たしているといえる。</p> <p>これらの取組みや成果は、隔年発行される年報にまとめられ、大学ホームページ上での公開と併せて各研究機関や美術館、博物館及び自治体に配布され、より一層の活動内容の周知と学術成果の共有・発展を促している。</p>
自己評価	<p>研究所ではあらゆる観点から文化資源の再生と活用に資する研究を推進しており、その成果は適切な形で地域住民に対し還元されている。引き続き各文化施設との連携を密に、実践と情報共有、改善を繰り返し、活動の質を向上させていくことに加え、更なる活用の可能性を探るために、学術分野のみならず、産業界をはじめとした幅広い分野へ積極的な情報展開を行う必要があると認識している。</p> <p>加えて、現在活動の主となっている日本画・油画における調査研究で培った技術や知識を共有しながら、現代アートの修復等へも活用できる体制を整え、多様な連携の形に対応できる総合力を培うことが研究所としての今後の課題である。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・大学 Web サイト「文化財保存修復研究所」 ・「芸術講座《災害と文化財》講座シリーズ第 7 回「原爆の図」－よみがえる想い－」 ・東山動物園猛獣画廊壁画修復プロジェクト ・「猛獣画廊壁画」「原爆の図」関連新聞記事各種

タイトル (No. 4)	多様なニーズに応えるアートキャリア支援
取組の概要	<p>本学では一貫した研究・教育体制を通して、芸術家、研究者、教育者など芸術文化とその表現に携わる様々な人材の育成を目指すことを理念に掲げ、学生の将来のキャリア形成を支援している。本学で学んだ専門知識や技術を、在学中のみならず卒業・修了後に広く社会に公開しその成果を還元できるよう、学生が主体的、能動的に自身の将来像をイメージしながら社会的な自立を促すことができる取組みを、芸術大学独自の観点で検討、実践している。</p>
取組の成果	<p>専門科目において高度なレベルで技術指導や研究指導を行う本学において芸術を学ぶ学生には、日頃から芸術活動や媒体を通して社会とつながる価値観の醸成や、卒業・修了後に自らが歩むキャリア形成への主体的・能動的な自覚が求められるが、その結果が必ずしも「就職」することとは直結しない例も多い。そうした本学固有のキャリア支援として、「アートやデザイン、演奏活動を仕事にしていく」ことをより具体的な次元で学生に伝えるため、①専門性を活かした就職支援②芸術家や起業家としての独立支援の二方面から積極的に取り組んでいる。</p> <p>①における全学での特徴的な取組みとして、2015（平成27）年度より本学を中心とした芸術系大学の共同による「芸術系大学学生のための合同企業説明会」の企画・実施が挙げられる。芸術分野における専門性や発想の柔軟さに秀でた学生と、それらの人材を求める企業とのマッチングを促すことを目的とした取組みであり、9年間継続開催している。</p> <p>さらに、美術学部の学生に対しては、身に付けた力を効果的に伝えるためのポートフォリオ作成講座を全学年向けに開講し、企業等への就職を希望する学生のニーズに応えるなど、就職という進路を意識させる取組みを強化している。加えて、専攻・コース単位での支援の一例として、デザイン専攻では20年以上に亘り市立文化施設と連携し、本学学生が同施設における広報デザイン業務を担う契約社員「学生デザイナー」として雇用される取組みを毎年継続して実施している。施設での学生デザイナーを経験した学生からは、実務に即した傾聴力や臨機応変な対応力が身に付くとして、卒業後アンケートではその後のキャリア形成に役立ったとの声が寄せられた。これまで該当の取組みで起用された学生のほぼ全てが卒業後もデザイン関係の職種に就き、社会で活躍しているなど、学生のキャリア形成支援として成果を上げている。</p> <p>②について、全学的には確定申告や知的財産をはじめとした各種独立支援講座を開催し、独立のための基礎知識の教授及び意識醸成を図っている。学部単位の取組みとしては、音楽学部では近隣のホールと提携し、実際の出演を見越したコンサート企画運営のノウハウが習得出来る集中講義として開講している。受講生は、演奏家として活動するために必要な知識や技能を身につけることができる。また、大学院の「アートマネジメント」の授業では、本学の「病院アウトリーチプロジェクト」に参加するための実践的指導を徹底し、受講生は個々のキャリアの可能性を拡大することができるよう導いている。</p> <p>美術学部デザイン専攻においては、起業家教育に特化したカリキュラムを展開することで著名なバブソン大学（アメリカ合衆国）から、デザイン専攻客員教授を招聘し、アントレプレナーに関する集中講義を開講するなど、起業家精神を涵養する教育を実施している。これは必ずしも「自身で会社を興す」ことを最終成果とするものではなく、「自身の芸術活動の価値を社会に問う」行為自体に、起業を志す精神と通底するものがある、と捉える視点の獲得と自覚を促すことに主眼が置かれており、社会における昨今のニーズとも合致していることから、今後学部全体への展開を検討中である。</p>
自己評価	<p>二方向による取組みを通し、本学における教育プログラムと連動した独自性のあるキャリア支援が展開できているといえる。分野の性質上、学部や専攻・コース単位で実施する取組みも多く、包括的な点検のためには芸術教育・学生支援センターを中心とした適切かつ効率的な情報収集体制の構築が課題である。加えて、在学生に対するニーズ調査の方法についても、同センターを中心に継続的な検証に努めたい。</p>
関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・大学Webサイト「キャリア支援」 ・芸術系大学学生のための合同企業説明会リーフレット ・「確定申告講座」「著作権セミナー」案内文書、チラシ、実施報告書 ・文化の家「学生デザイナー」関連新聞記事各種 ・演奏家育成プロジェクト「エマージングコンサート」（チラシ）

タイトル (No. 5)	
取組の概要	
取組の成果	
自己評価	
関連資料	

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和6年5月1日現在)

事項	記 入		欄	備 考															
大学の名称	愛知県立芸術大学																		
学校本部の所在地	愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114																		
教育研究組織	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地	備 考															
	美術学部 美術科 日本画専攻 2007年4月1日 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114 油画専攻 2007年4月1日 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114 彫刻専攻 2007年4月1日 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114 芸術学専攻 2007年4月1日 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114 デザイン・工芸科 デザイン専攻 2007年4月1日 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114 陶磁専攻 2007年4月1日 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114 メディア映像専攻 2022年4月1日 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114 音楽学部 音楽科 作曲専攻 作曲コース 2007年4月1日 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114 音楽学コース 2007年4月1日 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114 声楽専攻 2007年4月1日 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114 器楽専攻 ピアノコース 2007年4月1日 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114 弦楽器コース 2007年4月1日 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114 管打楽器コース 2007年4月1日 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114																		
	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地	備 考															
	大学院課程 美術研究科 美術専攻博士前期課程 (M) 2007年4月1日 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114 美術専攻博士後期課程 (D) 2009年4月1日 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114 音楽研究科 音楽専攻博士前期課程 (M) 2007年4月1日 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114 音楽専攻博士後期課程 (D) 2009年4月1日 愛知県長久手市岩作三ヶ峯1-114																		
専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地	備 考															
別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日	所在地	備 考															
学生募集停止中の学部・研究科等 <input type="checkbox"/> 学部 <input type="checkbox"/> 学科 (年度学生募集停止、在学生数 人)																			
教員組織	学部・学科等の名称	専任教員等					基準数	うち教授数	助手	非常勤教員 あたりの在籍学生数	専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考							
		教授	准教授	講師	助教	計													
教員組織(専門職学位等含む)	学部・学科等の名称	教授	准教授	講師	助教	計	専任教員	うち教授数	うち2項該当当数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当当数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考
		計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員								助手	非常勤教員	備考
	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計			
大学院課程											
美術研究科											
美術専攻博士前期課程(M)	45人	20人	3人	48人	4人		3人	2人	6人	0人	19人
美術専攻博士後期課程(D)	13人	10人	1人	14人	4人		3人	2人	6人	0人	4人
音楽研究科											
音楽専攻博士前期課程(M)	30人	17人	6人	36人	4人		3人	2人	6人	0人	30人
音楽専攻博士後期課程(D)	11人	11人	7人	18人	4人		3人	2人	6人	0人	1人
計	99人	58人	17人	116人	16人		12人	8人	24人	0人	54人
専門職学位課程	専任教員										
研究科・専攻等の名称	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	助手	非常勤教員	備考
計											
校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考				
	校舎敷地面積	—	294,075 m ²	0 m ²	0 m ²	294,075 m ²					
	運動場用地	—	9,450 m ²	0 m ²	0 m ²	9,450 m ²					
	校地面積計	7,800 m ²	303,525 m ²	0 m ²	0 m ²	303,525 m ²					
	その他	—	104,928 m ²	0 m ²	0 m ²	104,928 m ²					
	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備考				
	校舎面積計	7,837 m ²	49,869 m ²	168 m ²	m ²	50,037 m ²					
校舎	学部・研究科等の名称	室数									
	美術学部	49室									
	音楽学部	36室									
教室等施設	区分	講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設	備考				
	教室等施設	11室	281室	20室	5室						
	サテライトキャンパス等	1室	室	室	室	室					
図書館等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数	備考							
	芸術情報センター図書館	1,551 m ²	90席								
	サテライトキャンパス	m ²	席								
	サテライトキャンパス	168 m ²	0席								
図書資料等	図書館等の名称	図書(うち外国書)	学術雑誌(うち外国書)	電子ジャーナル(うち国外)	備考						
	芸術情報センター図書館	147,560〔e3,589〕冊	2,032〔298〕種	157〔157〕種							
		〔 〕冊	〔 〕種	〔 〕種							
		〔 〕冊	〔 〕種	〔 〕種							
	計	147,560〔e3,589〕冊	2,032〔298〕種	157〔157〕種							
体育館	面積	備考									
	体育館	1,460 m ²									

[注]

- 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください(通信教育課程を含む)。
- 教育研究組織の欄に、学部等連携課程(大学設置基準第42条の3の2)を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 教育研究組織の欄に、専門職学位課程(大学設置基準第10章)を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附属研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 教員組織の欄には、教育研究組織の欄に記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学位課程を設置していない場合は「学士課程」、専門職学位課程を設置している場合は「学士課程(専門職学位課程を含む)」の欄を使用してください。
- 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等(〇〇)」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
なお、その場合は、「基準数(及び「うち教授数」)」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 教員組織の欄に、学部等連携課程(大学設置基準第42条の3の2)に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程(専門職学位課程を含む)」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員(兼任)は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二(備考に規定する事項を含む。)
・大学通信教育設置基準第9条別表第一(備考に規定する事項を含む。)
・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成11年文部省告示第175号)別表第一、別表第二及び別表第三(備考に規定する事項を含む。)
・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)第1条及び第2条
- 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員(実務家専任教員)の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程(専門職学位課程を含む)においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者(みなし専任教員)の教員数を記入してください。
- 「学士課程(専門職学位課程を含む)」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学位課程」以外の学部・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「—」としてください。
- 「学士課程」のうち、薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員数を「備考欄」に記入してください。
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に()で添えて記入してください。
なお、ここにおける「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)の学部に係る専任教員について定める件」(平成16年文部科学省告示第175号)第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設(大学設置基準第39条第1項を参照)用地、附属研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票(様式第20号)における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積(附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。)または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設面積としてください。
- 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の実験室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和6年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	入学定員に対する平均比率	備考	
美術学部	美術学科	志願者数	400	402	388	396	415	107%		
		合格者数	57	59	61	59	57			
		入学者数(A)	52	52	56	56	52			
		入学定員(B)	50	50	50	50	50			
		入学定員充足率(A/B)	104%	104%	112%	110%	104%			
		在籍学生数(C)	218	220	220	217	220			
		取寄せ定員(D)	200	200	200	200	200			
	取寄せ定員充足率(C/D)	109%	110%	110%	109%	110%				
	デザイン・工芸学科	志願者数	324	292	390	419	424	100%		
		合格者数	54	55	54	60	53			
		入学者数(A)	45	44	46	45	45			
		入学定員(B)	45	45	45	45	45			
		入学定員充足率(A/B)	100%	98%	102%	100%	100%			
		在籍学生数(C)	194	189	197	192	187			
取寄せ定員(D)		180	180	180	180	180				
取寄せ定員充足率(C/D)	108%	105%	109%	107%	104%					
美術学部合計	志願者数	724	694	768	815	849	104%			
	合格者数	111	114	115	119	110				
	入学者数(I)	97	96	102	100	97				
	入学定員(J)	95	95	95	95	95				
	入学定員充足率(I/J)	102%	101%	107%	105%	102%				
	在籍学生数(K)	412	409	417	409	407				
	取寄せ定員(L)	380	380	380	380	380				
	取寄せ定員充足率(K/L)	108%	108%	110%	108%	107%				
	志願者数	334	304	304	259	217			98%	
	合格者数	111	104	103	92	94				
入学者数(A)	111	98	100	90	90					
入学定員(B)	100	100	100	100	100					
入学定員充足率(A/B)	111%	98%	100%	90%	90%					
在籍学生数(C)	421	415	420	399	383					
取寄せ定員(D)	400	400	400	400	400					
取寄せ定員充足率(C/D)	105%	104%	105%	100%	96%					
音楽学部合計	志願者数	334	304	304	259	217	98%			
	合格者数	111	104	103	92	94				
	入学者数(I)	111	98	100	90	90				
	入学定員(J)	100	100	100	100	100				
	入学定員充足率(I/J)	111%	98%	100%	90%	90%				
	在籍学生数(K)	421	415	420	399	383				
	取寄せ定員(L)	400	400	400	400	400				
	取寄せ定員充足率(K/L)	105%	104%	105%	100%	96%				

研究科名	専攻名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	入学定員に対する平均比率	備考
美術研究科	博士美術前期専攻	志願者数	155	190	126	140	137	104%	
		合格者数	49	49	41	45	43		
		入学者数(A)	46	45	36	41	39		
		入学定員(B)	40	40	40	40	40		
		入学定員充足率(A/B)	115%	113%	90%	103%	98%		
		在籍学生数(C)	92	98	88	85	81		
		取寄せ定員(D)	80	80	80	80	80		
	取寄せ定員充足率(C/D)	115%	123%	110%	106%	101%			
	博士美術後期専攻	志願者数	10	11	11	10	11	72%	
		合格者数	9	5	3	2	4		
		入学者数(A)	4	5	3	2	4		
		入学定員(B)	5	5	5	5	5		
		入学定員充足率(A/B)	80%	100%	60%	40%	80%		
		在籍学生数(C)	18	21	20	17	14		
取寄せ定員(D)		15	15	15	15	15			
取寄せ定員充足率(C/D)	120%	140%	133%	113%	93%				
美術研究科合計	志願者数	165	201	137	150	148	100%		
	合格者数	58	54	44	47	47			
	入学者数(I)	50	50	39	43	43			
	入学定員(J)	45	45	45	45	45			
	入学定員充足率(I/J)	111%	111%	87%	96%	96%			
	在籍学生数(K)	110	119	108	102	95			
	取寄せ定員(L)	95	95	95	95	95			
取寄せ定員充足率(K/L)	116%	125%	114%	107%	100%				
音楽研究科	博士音楽前期専攻	志願者数	53	59	77	77	67	101%	
		合格者数	31	31	33	33	29		
		入学者数(A)	30	30	33	33	26		
		入学定員(B)	30	30	30	30	30		
		入学定員充足率(A/B)	100%	100%	110%	110%	87%		
		在籍学生数(C)	66	66	72	71	66		
		取寄せ定員(D)	60	60	60	60	60		
	取寄せ定員充足率(C/D)	110%	110%	120%	118%	110%			
	博士音楽後期専攻	志願者数	5	0	5	5	2	73%	
		合格者数	4	0	3	3	1		
		入学者数(A)	4	0	3	3	1		
		入学定員(B)	3	3	3	3	3		
		入学定員充足率(A/B)	133%	0%	100%	100%	33%		
		在籍学生数(C)	12	11	11	13	10		
取寄せ定員(D)		9	9	9	9	9			
取寄せ定員充足率(C/D)	133%	122%	122%	144%	111%				
音楽研究科合計	志願者数	58	59	82	82	69	99%		
	合格者数	35	31	36	36	30			
	入学者数(I)	34	30	36	36	27			
	入学定員(J)	33	33	33	33	33			
	入学定員充足率(I/J)	103%	91%	109%	109%	82%			
	在籍学生数(K)	78	77	83	84	76			
	取寄せ定員(L)	69	69	69	69	69			
	取寄せ定員充足率(K/L)	113%	112%	120%	122%	110%			

<編入学>

学部名	学科名	項目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	備考
		入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
		入学者数(2年次)						
		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜間開講をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、取寄せ定員充足率は、取寄せ定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の転入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(編入学)の表ではない方の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。